

目 次

◆大事なお知らせ	… … … … …	P 2
◆障害・疾病等があるお子さんのご案内	… … …	P 3
◆申込みから入所までのながれ	… … …	P 4
◆入所申込みの手続き	… … …	P 5
◆保育の必要性の認定	… …	P 10
◆保育の必要性の変更手続き	… …	P 12
◆保育施設の入所申込み基準	… …	P 13
◆保育施設の入所申込みに必要な書類	… …	P 16
◆入所申込み時の注意事項	… …	P 18
◆育児休業中に入所の申込みをする方へ	… …	P 19
◆利用調整及び結果通知	… …	P 21
◆入所選考基準表	… …	P 22
◆入所後の注意事項	… …	P 25
◆利用者負担額（保育料）	… …	P 26
◆利用者負担額（保育料）一覧表	… …	P 28
◆時間外保育料	… …	P 30
◆Q&A こんなときどうなるの？	… …	P 31
◆保育施設一覧	… …	P 36
◆昭島市内の認可保育施設以外の預け先	… …	P 39
◆提出物は全て揃っていますか？	… …	P 44
◆電子申請ができる手続き一覧	… …	P 45
◆保育施設等マップ	… …	卷末



昭島市公式キャラクター
アッキー＆アイラン



昭島市公式キャラクター
ちかっぱー



●令和7年度4月入所申込みは電子申請にご協力ください。

4月入所受付は、毎年多くの保護者の方が申請をするため、保護者の方の窓口での待ち時間緩和のため、4月入所受付は電子申請にご協力ください。詳しくは[5~6ページ](#)を確認してください。

なお、適用される選考指標を知りたい場合は、第一次受付は令和6年12月20日（金）以降、第二次受付は令和7年2月17日（月）以降に電話でお問い合わせください。

・窓口受付は完全予約制になります。

電子申請や郵送等による申請書等の提出が困難な場合は、事前予約による窓口受付を行います。

また、入所について相談をしたい場合は、予約なしで窓口でできます。（長時間お待ちいただく場合があります。また相談後に申込む場合は事前に予約が必要です。）

ただし、障害・疾病等（経過観察も含む）があるお子さんの入所申込みについては、事前相談のうえ、窓口のみで受け付けします。詳しくは次ページ及び[5、6ページ](#)をご覧ください。

●新設保育施設の開所と保育施設の定員変更等について

①令和7年4月より、認可保育施設「スター・チャイルド昭島ナーサリー」が開所します。

また開設に伴い、地域型保育施設「ほおむり・たいむ」の連携園が「スター・チャイルド昭島ナーサリー」になります。

②令和7年4月より、「わかくさ保育園」、「昭和郷第二保育園」、「拝島保育園」が、定員変更を予定しています。詳しくは[36~38ページ](#)をご覧ください。

●調整指標表及び保育の実施基準指標が同一の場合の優先順位が一部変更になります。

既に就労している方や育休の制度がない方との差別化をなくし、公平に審査するために、令和7年4月入所より育児休業からの復職等の際に適用されていた調整指標の「育児休業を取得しており、出産した子が1歳を迎える月から2歳を迎える月までの入所に係る申請をし、復職する場合+3」、「育児休業の取得により退所した子が育児休業明けに再入所を申込む場合+5」及び保育の実施基準指標が同一の場合の優先順位「産前産後休業又は育児休業後に復職する場合」が削除されました。

●昭島市以外にお住まいで転入予定がなく、父又は母の勤務地が昭島市内（在勤要件）の方は、4月入所申込みは第二次集中受付からの申込みになります。

●転入、転出を伴う保育施設の申込みについて

令和6年11月入所申込みより他区市町村から転入予定で昭島市内の保育施設の申込みをする場合及び昭島市から転出予定で他区市町村の保育施設の申込みをする場合の受付方法が変更となりました。詳しくは[8、9ページ](#)をご覧ください。

●4月第一次入所申込みの内定を辞退した場合の第二次入所申込みの結果通知書について

4月第一次入所申込みの結果が内定となったが、辞退し、第二次入所申込みで待機となった場合は、第二次の保育所等利用調整結果通知書（待機になったことがわかる通知）に第一次の内定を辞退した旨が記載されます。

●就労証明書の様式について

・就労証明書を保育施設等と学童クラブで併用される方はご注意ください。

保育施設入所の申込みに使用する就労証明書は、学童クラブの申請にも併用可能（コピー可）ですが、学童クラブの在職証明書は保育施設入所の申込みには使えませんのでご注意ください。

併用をお考えの方は、必ず保育施設の就労証明書を使用してください。

・証明日にご注意ください。

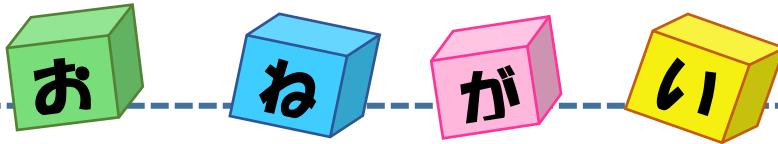
4月入所申請は証明日が11月1日以降、5月以降の入所申請は証明日が3か月以内の就労証明書に限ります。

●入所選考時の就労時間の算出について（令和8年度4月入所より変更予定）

入所選考時の選考項目が「就労」の場合、1日の就労時間には申告による通勤時間を含んで算出していましたが、令和8年度4月入所選考より通勤時間は含まず算出する予定です。

（※就労証明書に記載された就労時間（休憩時間も含む。）にて算出します。）

なお保育の必要性の認定については、引き続き通勤時間を含んで算出します。



障害・疾病等があるお子さんの入所申込みをする際は、必ず事前に相談をしてください。

障害を持つお子さんや、例えば心疾患等内臓系に疾患があり、治療加療中又は経過観察中の子さん等について、保育施設の入所申込みをされる場合は、お子さん同伴のうえ、保育所幼稚園係窓口に事前に相談をしてください。

なお、申込みをされる際には必ず医師の診断書又は、情報提供書が必要になります。

～診断書等に必ず記載してもらうよう依頼してください～

- ①集団保育の可否
- ②医療行為の有無（有りの場合は医療行為の内容）
- ③保育にあたっての注意事項

※入所が内定しても、事前にご相談が無い場合は、内定が取消しになる場合があります。

※令和7年度4月の入所をご希望の方は、保育所幼稚園係へ事前にご連絡のうえ、お越しくださいますようご協力をお願いします。

医療的ケアの必要なお子さん



医療的ケアの必要なお子さんも保育施設入所の申込みができます。ただし、以下の条件等がありますので、事前に入所の相談をお願いします。（令和7年度4月入所の相談受付は終了しました。まずはお問い合わせください。次回、10月入所の相談は、4月からを予定しています。）

- (1) 保護者の就労等の理由により、保育施設等で保育を行うことが必要と認められること。
- (2) お子さんの容態やケア内容、保育所の状況等により受け入れ可能な年齢と判断されること。
- (3) 集団生活が可能なお子さんで、主治医の許可があること。
- (4) 受入れ期間については、4月1日又は10月1日入所を基本とすること。

1 医療的ケアの種類

- 経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- たん吸引（口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- 酸素療法（酸素カニラ、酸素マスク）
- 導尿（看護師による導尿や自己導尿）
- インスリン注射 ■ストーマ管理

入所については、「審査会議」で、提出された医師の書類等や体験保育の状況により判断し、受け入れの可否を決定します。まずは、窓口でご相談ください。

※病気の治療のための医療行為や風邪等に伴う一時的な服薬等は含まない。

2 受け入れ要件

- 在宅生活が安定していること。
- 3か月の間、入退院を繰り返していないこと。
- 対象年齢の予防接種が完了していること。
- 医療的ケアにより事故や感染症が起こりにくいと主治医が判断していること。
- 日常的に他の児童から隔離した場での保育が必要でないこと。



3 利用できる保育時間

- 医療的ケアを実施できる時間の範囲として、原則、平日（月～金）の8時30分から17時（1日8時間）の範囲とする。（宿泊を伴う活動については、実施対象外）
- ただし、午前7時～午後6時の間で、保護者の勤務時間（通勤時間を含む）等、保育を必要とする時間で、医療的ケアの内容や児童の容態を考慮し、看護師の確保等、保育所等における受け入れ体制が整えられた場合において、保育所等と保護者の同意の上で、利用可能な時間を決定することができる。

申込みから入所までのながれ

① 保育施設見学

希望保育施設の事前見学をお願いします。(園により運営方針が異なります。)



② 認定申請・入所申込み

・4月入所の集中受付は、受付方法や受付期間、受付場所が異なります。(P5~7 参照)

・5月入所以降の受け付けは下記のとおりです。(受付期限の詳細はP8 参照)

受付場所：昭島市役所1階17番窓口 保育所幼稚園係

受付時間：8時30分～17時

※必要書類を揃えて、申請手続きをしてください。(必要書類の詳細はP16、17 参照)



③ 書類審査・認定審査・利用調整

・提出された書類の内容を審査し、保育の必要性の認定を行います。(P10、11 参照)

・世帯の状況や勤務状況を電話等で調査する場合があります。

・保育の必要性を指数化(P22、23 参照)し、その指数の高い方から入所先を決定します。



④ 認定結果及び利用調整結果

市から「支給認定証」と「利用承諾書」又は「保留通知書」を送付します。(P10、P21 参照)

入所先が決まった場合（内定）

⑤ 入所説明会（面談・健康診断）※契約

各保育施設で、入所後の生活や持ち物の説明、面談、健康診断等を受けていただき、入所契約となります。

※認定こども園、地域型保育施設では、施設と契約を結んでいただきます。また、保育料は直接施設に支払います。

入所先が決まらなかった場合（待機）

・4月入所のみ、二次募集を行います。(P7 参照)

・申込みは、令和8年3月末まで有効です。翌月以降は毎月利用調整を行い、内定した時のみ連絡をします。

※希望施設の変更や取下げ、申込み内容に変更がある場合は、必ず変更手続きをしてください。

*締切日は前月15日

(土曜・日曜・祝日は前開庁日)

※待機中は、認証保育所・企業主導型保育事業所などの利用もご検討ください。(P39 参照)

※募集状況は、市のホームページ及び窓口に毎月1日付で更新されます。

⑥ 利用開始

各月1日付で入所となります。

入所後、当分の間は保育施設に慣れるための「慣れ保育」を行う場合があります。詳しくは、各保育施設へお問い合わせください。



⑦ 保育料の決定

後日、「保育施設利用者負担額（保育料）決定通知書」を発送しますのでご確認ください。(P27 参照)



入所申込みの手続き

1 令和7年度4月入所申込み（第一次集中受付）

受付方法	【郵送】 (下記の※1参照)	【窓口ポスト】 (次ページの※2参照)	マイナンバーカードを利用したオンライン申請 【電子申請】 (次ページの※3参照)	【窓口（予約制）】 (予約方法は次ページの※4参照)
受付期間	令和6年11月1日(金) ～12月6日(金)必着	令和6年11月1日(金) ～12月6日(金) ※土曜、日曜、祝日は除く	令和6年11月1日(金) ～12月6日(金)	令和6年11月19日(火) ～12月6日(金) ※土曜、日曜、祝日は除く
受付場所	-	[市役所1階17番窓口]	次ページの二次元コード から申込みをしてください。	11月19日(火)～22日(金) [市役所1階17番窓口] 11月25日(月) ～12月6日(金) [市役所1階102会議室]
受付時間	-	8時30分～17時	24時間 ※ただし、11月1日(金)は9時開始、12月6日(金)は19時終了になります。	8時30分～17時 ※予約した日時にお越しください。5分以上遅れた場合、 予約は取消しになります。
利用調整結果	令和7年1月20日(月)発送予定 ※電話での結果照会は1月27日(月)より可能です。			

注1 上記に加えて令和6年12月6日(金)のみ夜間受付を行います。場所は市役所1階17番窓口で、
時間は17時から19時まで入所申込みを受け付けます。窓口での提出を希望する方で、開所時間の来庁
が難しい場合は利用してください。(夜間受付は予約不要)

注2 申込み時点で、両親ともに「保育を必要とする事由を証明する書類」(P16参照)を提出できない場合
は、入所申込みの受け付けはできません。

注3 電子申請や、郵送、窓口ポストによる申請で提出書類の不備・不足があった場合、保育所幼稚園係
(544-5111又は544-4189)から電話連絡を行います。書類の修正や追加提出は令和6年12月
13日(金)まで市役所保育所幼稚園係窓口(1階17番窓口)及び電子申請にて受け付けします。この
期間内に修正等の届け出がなかった方の入所申込みは、不承認となる場合があります。

電子申請二次元コード



※1 郵送での申込み方法について

封筒には通常の入所申込みに必要な書類(P16、17参照)に加え、以下の書類を追加で封入し、昭島市役所保育所幼稚園係宛てに送付をしてください。第一次集中受付の郵送申請の期間は、**令和6年12月6日(金)必着**です。12月7日(土)以降の到着分は受け付けできません。余裕をもって郵送をしてください。

＜必要な追加書類＞

- ① 申請者の本人確認書類のコピー(マイナンバーカードの表面、運転免許証など)
- ② 個人番号(マイナンバー)を記載した場合は、申請者のマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカードの裏面、マイナンバーの記載がある住民票の写しなど)
- ③ 郵送申請用チェックシート

※2 窓口ポストの設置について

令和6年11月1日（金）から12月6日（金）及び令和7年1月23日（木）から2月5日（水）の間に、市役所1階17番窓口に窓口ポストを設置します。住所、保護者名を記載した封筒に申請書類を入れて提出をしてください。郵送が不安な方も、順番や確認の時間を持たずに入所申込みが可能になります。

※必要な追加書類は郵送での申し込みと同様になります。（P5参照）

※3 マイナンバーカードを利用した「電子申請」について

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルのぴったりサービスから、電子申請による保育施設入所申込みができます。

第一次集中受付の電子申請での受付期間は、令和6年11月1日（金）から12月6日（金）の間です。下記の二次元コードから申込みをしてください。なお、電子申請では入力に一定の時間を要するほか、申込期限間近には申込サイトに接続しにくくなる場合があります。時間に余裕をもって、申込みをしてください。

第一次集中受付・随時用

申込方法 ぴったりサービスから申込みとなります。
右側の二次元コードから申込みをしてください。



※4 窓口受付について

令和7年度の第一次集中受付は、夜間受付以外の窓口での受け付けは完全予約制です。

事前予約や、他の方法での申込みにご協力をお願いします。

注意：障害・疾病の相談が必要なお子さんがいる場合は、窓口申込みが必須になります。

既に窓口で相談済みの場合は、窓口以外の申込も可能です。

予約申請期間 令和6年11月1日（金）9時～当日8時まで
※予約は先着順になります。

予約申請フォーム



予約方法 Log in formから予約申請となります。
右側の二次元コードから申請してください。

＜出生予定のお子さんの入所申込みをされる方＞

令和6年11月1日～令和7年2月3日に出生予定の場合は、「出生予定」で受け付けをします。また、出産予定日が2月4日以降の場合も申請を受け付けますが、どちらの場合も、出生が2月4日以降になった場合は、取下げの手続きをしていただきます（改めて、5月以降の入所申請が必要になります）。

申請書のお子さんの氏名欄は「(姓)〇〇(名)予定児」、生年月日は「分娩予定日」を、それぞれ記入してください（出生後に窓口で改めて修正していただきます）。また、母子健康手帳の表紙と分娩予定日の記載されているページをコピーして申請書と一緒に提出をしてください。

2 令和7年度4月入所申込み（第二次集中受付）

【申込みが必要な方】

●一次審査の結果、「入所保留(待機)」になった方

自動的に二次審査の対象となります。一次申込みで記載した保育施設を変更する場合や、添付書類の追加提出がある場合のみ、受付期間内に手続きが必要です。

●一次審査の結果、入所決定したが他の施設を希望する方

一次審査で入所が決まったが他の施設を希望したい場合は、下記期間内に改めて申込みを行ってください。その際、以下の2通りの方法があります。

①一次の決定を辞退し、他の保育施設を希望する方法

②一次の決定はそのまま、他の保育施設を希望する方法（転所希望）

※②の場合、二次審査で「入所保留（待機）」になった時は、一次審査で決定した施設に入所が決まります。

※また②の場合、二次審査で「入所決定（転所）」になった時は、辞退しても一次審査で決定した施設には入所できません。

●一次申込みに間に合わなかった方

申請書類一式を受付期間内に提出してください。

受付方法	【郵送受付】	【窓口受付】 (予約制)	【窓口ポスト】	【電子申請】	
				一 次 審 査 の 結 果 か ら の 転所申込み	新規申込み
受付期間	令和7年1月23日(木)～2月5日(水)必着 ※2月6日(木)以降に到着したものは受け付けできません。書類の修正や追加提出期間はありませんので、書類の不備・不足があった場合は、不承認となる場合があります。 ※郵送受付には条件があります。詳細は P5 及び郵送申請用チェックシートをご覧ください。	令和7年2月3日(月)～2月5日(水) ＜受付場所＞ 市役所1階17番窓口 ＜受付時間＞ 8時30分～17時 ＜予約申請期間＞ 令和7年1月23日(木)9時～当日8時(先着順) ＜予約方法＞ 下記の二次元コードから申込みをしてください。 	令和7年1月23日(木)～2月5日(水) ＜設置場所＞ 市役所1階17番窓口 ＜受付時間＞ 8時30分～17時	令和7年1月23日(木)9時～2月5日(水)19時 ○一次審査の結果、「入所保留(待機)」になった方、一次審査の結果、入所決定したが他の施設を希望する方を対象。 ○詳細は第一次集中受付の利用調整結果通知に同封する案内をご覧ください。そちらに申込みに必要となる二次元コードが記載されています。	令和7年1月23日(木)9時～2月5日(水)19時 ○下記二次元コードから申込みをしてください 申込みサイト(ぴったりサービス) 
利用調整結果	令和7年2月25日(火)発送予定 ※電話での結果照会は2月28日(金)より可能です。				

※上記に加えて令和7年2月5日(水)のみ夜間受付を行います。場所は市役所1階17番窓口で、時間は17時から19時まで入所申込みの受け付けをします。(夜間受付は予約不要)

※申込み・希望保育施設の変更・追加書類は、令和7年2月5日(水)19時までに窓口又は電子申請にて提出してください。それ以降の提出は受け付けできません。

※二次審査終了後に欠員(退所・入所辞退)が生じた場合、待機中の方を追加で入所内定とすることがあります。

待機児童対策「緊急1歳児年度限定保育事業」について

入所の状況により、「緊急1歳児年度限定保育事業」を実施する場合があります。

利用条件は、一次と二次の申込みをし、複数園の保育施設を希望したが保留になった1歳児クラスの児童が対象になります。

二次審査決定後、事業実施有無を決定しますので、ホームページ等で申込み方法等の確認をしてください。

3 5月以降入所申込み（随時受付）

	入所希望月の <u>前月15日</u> （土曜・日曜、祝日に当たる場合は前開庁日） ※電子申請の場合は、申込期間は <u>前月1～10日</u> になります。 ※郵送申請の場合は、申込締切日が <u>前月10日</u> （必着）になります。 申請書類と <u>P5</u> の郵送申請に必要な追加書類を同封し、余裕をもって提出をしてください（不足書類が、前月15日（土曜・日曜、祝日に当たる場合は前開庁日）までに提出されない場合は、審査が翌月になることがあります）。																															
受付期限	<table border="1"><thead><tr><th>入所・転所 希望月</th><th>申込締切日</th><th>入所・転所 希望月</th><th>申込締切日</th></tr></thead><tbody><tr><td>5月</td><td>令和7年4月15日（火）</td><td>11月</td><td>10月15日（水）</td></tr><tr><td>6月</td><td>5月15日（木）</td><td>12月</td><td>11月14日（金）</td></tr><tr><td>7月</td><td>6月13日（金）</td><td>1月</td><td>12月15日（月）</td></tr><tr><td>8月</td><td>7月15日（火）</td><td>2月</td><td></td></tr><tr><td>9月</td><td>8月15日（金）</td><td>3月</td><td>令和8年1月15日（木）</td></tr><tr><td>10月</td><td>9月12日（金）</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				入所・転所 希望月	申込締切日	入所・転所 希望月	申込締切日	5月	令和7年4月15日（火）	11月	10月15日（水）	6月	5月15日（木）	12月	11月14日（金）	7月	6月13日（金）	1月	12月15日（月）	8月	7月15日（火）	2月		9月	8月15日（金）	3月	令和8年1月15日（木）	10月	9月12日（金）		
入所・転所 希望月	申込締切日	入所・転所 希望月	申込締切日																													
5月	令和7年4月15日（火）	11月	10月15日（水）																													
6月	5月15日（木）	12月	11月14日（金）																													
7月	6月13日（金）	1月	12月15日（月）																													
8月	7月15日（火）	2月																														
9月	8月15日（金）	3月	令和8年1月15日（木）																													
10月	9月12日（金）																															
受付場所	市役所1階17番窓口 保育所幼稚園係																															
受付時間	8時30分～17時																															
利用調整結果	毎月25日頃発送予定 ※電話での調整結果の照会はできません。																															

4 昭島市にお住まいで昭島市外の保育施設を希望する場合

●入所希望の保育施設がある区市町村へ転出予定がある場合

受付場所	入所希望の保育施設がある区市町村の保育施設入所担当課
受付期限	入所希望の保育施設がある区市町村が定める受付締切日
必要書類	入所希望の保育施設がある区市町村へご確認ください。
留意事項	<ul style="list-style-type: none">区市町村によっては、市外児童の申込みの制限を行っていることがあります。転出先の区市町村で住民登録とともに、改めて保育施設入所担当課での手続きが必要です。市民課での転出手手続きの際、保育施設に在籍している及び入所申請中の場合は、必ず昭島市役所1階17番窓口保育所幼稚園係にて、別途転出の手続きをして下さい。保育施設に在籍している方は、昭島市役所1階17番窓口保育所幼稚園係にて退園もしくは転所が決まらなかった場合の継続通園の手続きが必要です。

●入所希望の保育施設がある区市町村へ転出予定がない場合

受付場所	昭島市役所1階17番窓口保育所幼稚園係
受付期限	各区市町村の入所申込み受付締切日の1週間前まで
必要書類	入所希望の保育施設がある区市町村へご確認ください。
申請の流れ	昭島市に申請→昭島市から希望する保育施設のある区市町村へ申請書類を送付→希望する保育施設のある区市町村が利用調整→昭島市で利用調整結果を受領→昭島市から申請者へ連絡（決定日不定）
留意事項	区市町村によっては、市外児童の申込みの制限を行っていることがあります。

5 昭島市以外にお住まいで昭島市内の保育施設を希望する場合

●昭島市へ転入予定がある場合

申込み要件	入所月の1日までに昭島市に転入し、転入届及び保育所幼稚園係への届け出を完了すること。
受付場所	昭島市役所 1階 17番窓口保育所幼稚園係
受付期限	昭島市が定める各申込み締切日まで (P5~8参照)
必要書類	*保育施設の入所申込みに必要な書類 (P16、17参照) *市・都民税課税（非課税）証明書又は、市・都民税決定通知書のコピー (証明又は決定通知書の必要な年度は (P17参照) にて確認をしてください。) *昭島市へ転入予定で申込みをする場合は、通常必要な申請書類のほかに、昭島における転入先の住所と入居予定日がわかる書類（賃貸契約書、売買契約書のコピーなど）が必要です。左記書類が用意できない場合は、転入誓約書の提出が必要です（市のホームページを参照してください）。
留意事項	昭島市への転入手手続きの際、必ず保育所幼稚園係にて別途転入の手続きを行ってください。

●昭島市へ転入予定がない場合

申込み要件	父又は母の <u>勤務地が昭島市内</u> であること
受付場所	住民登録をしている区市町村の保育施設入所担当課
受付期限	昭島市における受付期限の概ね1週間前 (実際の受付期限は受け付けをする区市町村により異なります。詳細はお住まいの区市町村の保育施設入所担当課へご確認ください。)
必要書類	*保育施設の入所申込みに必要な書類 (P16、17参照) *市・都民税課税（非課税）証明書又は、市・都民税決定通知書のコピー (証明又は決定通知書の必要な年度は (P17参照) にて確認をしてください。)
申請の流れ	お住まいの区市町村に申請→お住まいの区市町村から昭島市へ申請書類を送付→昭島市が利用調整→昭島市からお住まいの区市町村へ利用調整結果を連絡→お住まいの区市町村から申請者へ連絡
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類は可能な限り昭島市様式の使用をお願いします。ただし、申込みをする区市町村にて指定のある場合は、指定の様式を使用してください。 住民登録をしている区市町村の保育施設入所担当課への申込となるため電子申請はできません。 転勤等により勤務地が昭島市で無くなった場合は、原則当月末をもって退所となります。 4月入所申込みは、第一次集中受付は不可で、第二次集中受付からの申込みとなります。

◆ 本人確認・マイナンバー確認について

入所申込み、認定申請、認定変更申請時には、来庁される方の本人確認書類の提示が必要です。また、申請書にマイナンバーを記載する場合、申請者本人のマイナンバー確認書類が必要となります（申請者本人以外の方が来庁される場合は、別途委任状も必要となります）。

本人確認をする書類等	
①	マイナンバーカード
②	1つの物で確認 運転免許証・運転経歴証明書 旅券（パスポート） 身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳 在留カード・特別永住者証明書 官公署が発行した証又はそれに類するもので、写真があり、氏名・生年月日又は住所が記載されているもの
③	2つの物で確認 健康保険証 介護保険被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証 年金手帳・年金証書 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当受給証明書 官公署が発行した証又はそれに類するもので、氏名・生年月日又は住所が記載されているもの

マイナンバーを確認する書類等	
①	マイナンバーカード
②	通知カード ※住民票に記載されている氏名・住所等と一致している場合のみ (個人番号通知書は証明書として使用できません)
③	マイナンバーの記載された住民票の写し 【又は】 マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書

保育の必要性の認定

●保育施設を利用する場合は、保育の必要性の認定（2号・3号）を受ける必要があります。

保護者の「保育を必要とする事由」に応じて、申請内容を基に市が2号又は3号の認定を行います。保育所、認定こども園及び地域型保育施設の利用を希望する保護者の方は、市に「教育・保育給付認定申請書」及び保育を必要とする事由を証明する書類等を提出してください（保育所入所申込みと同時に申請ができます）。

＜認定区分＞

年齢	保育の必要性	認定区分	保育の必要量	利用できる施設
満3歳以上	なし (教育を希望)	1号	教育標準時間 (4時間)	・幼稚園（新制度） ・認定こども園（幼稚園機能）
満3歳以上	あり (保育を希望)	2号	保育標準時間 保育短時間	・保育所 ・認定こども園（保育所機能）
0歳～2歳	あり (保育を希望)	3号	保育標準時間 保育短時間	・保育所 ・認定こども園（保育所機能） ・地域型保育施設

※3号認定は3歳の誕生日の前々日までとなり、誕生日前日から自動的に2号認定に切替わります。

＜支給認定証の交付＞ ※お手元に届いた支給認定証は大切に保管してください。

認定申請や変更申請があったときは、申請内容及び保育の必要性を確認・審査し、30日以内に認定証を発行することが原則とされていますが、申請が多数に及ぶ場合、30日以内に認定証を発行することが難しいと見込まれます。そのため下記の日程で発行する予定です。

令和7年度4月申請者	➡ 一次受付分 令和7年1月20日発送予定 二次受付分 令和7年2月25日発送予定
5月以降申請者	➡ 毎月、認定開始日前月の25日頃発送予定

1 保育を必要とする事由

保護者のいずれもが以下の事由のいずれかに該当することが必要です。（[詳細はP13参照](#)）

- ① 就労・就労内定（月64時間以上の勤務）
- ② 妊娠、出産（出産予定月の前後2か月、多胎児の場合は、出産予定月の前後3か月）
- ③ 保護者の疾病、障害により保育に当たれない
- ④ 長期療養中や障害のある親族の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における、職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合

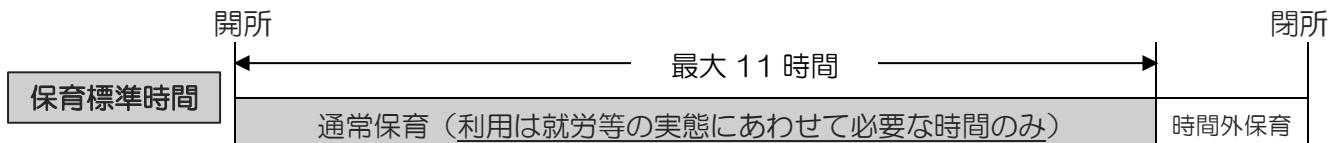
※就労時間には休憩時間・通勤時間を含みます。

※認定期間内でも、上記保育の必要性の事由がなくなった場合は、その時点までとします。

※認定内容に変更が生じた場合は、速やかに認定変更手続きを行う必要があります。（[P12参照](#)）

2 保育の必要量（利用時間）

保護者の「保育を必要とする事由」により、次のいずれかの利用時間に区分します。



※開所閉所時間及び保育標準時間・短時間の対応時間は保育施設により異なります。(P36~38 参照)

※「保育の必要量」では利用可能な最大の保育時間を認定しています。実際の保育時間は保育施設との面談等で決まります。

＜保育を必要とする事由ごとの認定時間区分＞

保育必要事由	保育標準時間	保育短時間
就労	○ (月 120 時間以上就労)	○ (月 64 時間以上 120 時間未満就労)
妊娠・出産	○	△ (希望により可)
疾病・障害	○	△ (希望により可)
介護・看護	○	△ (希望により可)
災害復旧	○	△ (希望により可)
求職活動	×	○ ※有効期間 3 か月
就学	○ (時間割等による)	○ (時間割等による)
育児休業	×	○ ※育児休業終了日の前月末まで
その他		要相談

＜保育時間の認定変更について＞

保育標準時間又は保育短時間の認定を受けても、勤務形態などによって変更できる場合があります。
保育所幼稚園係に相談をしてください。

※変更申請を受理しても、審査の結果により変更できない場合があります。



●保育標準時間に該当する要件の方が、保育短時間希望する場合の例

- 勤務時間で判定すると保育標準時間に該当するが、祖父母が送迎できる。
- 出産要件だが、家庭での子育ての負担も少ないので短時間の利用を希望する。

※常時8時間を超える保育を希望する場合は、変更できません。

※時間外保育を月極で利用することはできません。急な残業や通院などで時間外保育を利用する場合は、時間単位のスポット利用のみとなります。(時間外保育料についてはP30 参照)

●保育短時間に該当する就労（就学）時間の方が、保育標準時間希望する場合の例

- 月 120 時間未満の勤務だが、勤務開始が 8 時からのため保育短時間では勤務開始に間に合わない。

※標準時間に変更しても、実際に利用できる時間は、就労・就学の実態にあわせた時間のみです。

※求職中・育児休業中は保育短時間認定のみとなります。保育標準時間認定への変更はできません。

保育の必要性の変更手続き

●認定内容の変更について

「支給認定証」の記載内容に変更があった場合には手続きが必要です。

変更の申請/届出がないと、認定の取消し（＝退所）となる場合もありますので、必ず所定の手続きを行ってください。

＜手続きが必要なケースの例＞

内容	手続き	必要書類	電子申請
希望保育施設を変更したい	届出（前月15日締切り）		○
保育園の申込みを取下げたい	届出（前月15日締切り）		○
仕事を始めた	変更申請	就労証明書	○
転職した/勤務条件が変わった	（必要に応じて変更申請※）	就労証明書	○
仕事を辞めた	変更申請		○
妊娠・出産した	変更申請（予定日2か月前～）	母子手帳	○
育児休業に入る	変更申請	就労証明書	○
市内転居した	届出		×
結婚・離婚した	届出	事由の証明書等※	×
市外転居が決まった	届出		×
認定保護者を変更したい	変更申請		×
保育の必要量を変更したい	変更申請	（各証明書等※）	○

※詳細やこの表にないケースについては、直接相談をしてください。

※認定こども園の認定変更手続きについては、[Q&AのQ14\(P33\)](#)を参照してください。

＜変更申請の締切り＞

毎月1日付けの変更 → 締切日：前月20日（土曜・日曜・祝日の場合は前開庁日）

※入所申込みの指数に反映する変更は、前月15日までに変更届出を提出する必要があります。

※届け出は、事由が発生した時点で手続きをしてください。

※有効期限切れや認定変更前の支給認定証は、保育所幼稚園係へ返却してください。

認定変更の電子申請（マイナポータル）から手続きについて

認定区分や事由、保育の必要量などの認定内容に変更があった場合は、インターネットを通じて、手続きすることができます。（上記表の電子申請に○がある場合）

インターネットからの手続きの場合は、受付期間は変更月の前月1日から20日までです。また下記2点の提出が必要です。（求職中への変更の場合は①のみ）

- ①本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等）
- ②就労証明書、母子手帳（氏名が記載された表紙と分娩予定日が記載されたページ（4ページ目あたり）、診断書等、変更後の事由を証明する書類の写し

教育・保育給付認定の
変更申請



※提出書類は写真等画像ファイル、又はPDFファイルでの提出になります。
※認定の事由によって必要な書類は異なります。詳細は右の二次元コードから
手続きページ（ぴったりサービス）の案内を確認してください。

保育施設の入所申込み基準

1 入所申込みができるのは

保育施設は生後 57 日目（地域型保育施設は生後満 6 か月目）から小学校就学前までの子どもで、保護者等が（2）の 1～10 のいずれかに該当し、子どもの保育を必要とする場合に入所申込みができます。なお、『集団生活を経験させたい』『幼児教育の場として利用したい』という事由は、保育施設利用の対象とはなりません。

※昭島市の保育施設に申し込むためには、次の（1）（2）のいずれにも該当する必要があります。

※希望者多数により、希望する保育施設に入所できない場合があります。予めご承知ください。

（1）保護者が昭島市在住であるか、昭島市に勤務先があること

※昭島市へ転入予定の方は、必要書類を添付することにより、転入予定月の翌月以降の入所申込みをすることができます。（[P9 参照](#)）

（2）「教育・保育給付認定（2 号又は 3 号）」を受けていること（[P10、11 参照](#)）

※保育施設の入所申込みと同時に行うことができます。

※認定を受けるには、保護者のいずれもが下記 1～10 のいずれかに該当する必要があります。

保育を必要とする事由	認定の基準（条件に満たない場合は申込みできません）	入所期間
1 就 労	月 64 時間以上（休憩時間・通勤時間含む） (例) 1 日 6 時間以上かつ週 3 日以上又は、 1 日 4 時間以上かつ週 4 日以上	就労期間
2 出 産	出産のため保育ができない場合	最長 5 か月 (出産予定月と前後各 2 か月) (多胎児の場合は出産予定月と 前後各 3 か月の計 7 か月)
3 疾 病	入院、通院が必要で保育ができない場合 自宅療養で保育が困難と診断された場合	入院、通院期間 療養期間
4 障 害	心身に障害がある場合	該当期間
5 介 看 護 護	親族に疾病、負傷又は心身に障害のある人がいるた め、子どもの保護者が常にその介護や看護にあたって いる場合	介護、看護期間
6 災 害 復 旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当 たっている場合	必要な期間
7 就 労 内 定	月 64 時間以上（休憩時間・通勤時間含む） (例) 1 日 6 時間以上かつ週 3 日以上又は、 1 日 4 時間以上かつ週 4 日以上	※1 か月以内
8 求 職 活 動 (求職中)	保護者が求職中である場合（両親ともに求職中の場合 は申込み不可）	※3 か月以内
9 就 学	保護者が学校等に通学している場合	就学期間
10 そ の 他	子どもの安全のために適切な保育が必要な場合	保育を要する期間

※ 入所期間中に正式に就労した場合は、入所期間が「就労期間」に変更となります。（就労証明書提出要）

2 入所を希望できる月

入所を希望できる月は保育を必要とする事由によって決まります。また0歳児クラスの入所申込みは、申込月1日時点での生後日数によって制限があります（[次ページの「0歳児クラス早見表」参照](#)）

保育を必要とする事由	入所希望月
就労・就学	保育等が必要な月から
育児休業から復職	就労証明書記載の復職予定月から（復職日が1日の場合のみ復職予定月の前月から）（※1）
就労内定	就労予定月から（※2）
求職活動中	保育が必要な月から（※3）
出産予定 (出産後に就労等その他の要件がない場合)	出産予定月とその前後各2か月（計5か月）以内（※4） 多胎児の場合、出産予定月と前後各3か月（計7か月）以内
昭島市に転入予定	転入予定日の翌月から（予定日が1日の場合のみその月から）

※1 【育児休業中の方】

保育施設の入所が決まつたら、入所月の翌月1日までに復職し、速やかに復職証明書を提出してください。なお、復職日が1日の場合のみ復職予定月の前月から申込み可能です。

利用開始月	育児休業終了日	復職日	入所
4月	4月29日	4月30日	可
	4月30日	5月1日	
	5月1日	5月2日	不可
復職しない・きょうだいの育児休業を4月から取得			

※2 【就労内定の方】

保育施設へ入所した月末までに、就労開始後に記入された就労証明書を提出してください。

※3 【求職活動中の方】

保育施設へ入所してから3か月以内に勤務を開始し、就労証明書の提出とともに変更手続きを行ってください。

※1～3に該当する方で、期限内に書類の提出がない場合は、退所となります。

※4 【出産理由の方】

記載の期間の終了と同時に退所となります。再度入所を希望される方は、申込締切日までに新たに申込みが必要です。なお、改めて利用調整するため、入所できない場合もあります。

出産後も継続して保育施設の利用を希望される方は、[Q&AのQ7（P32参照）](#)も必ずご確認ください。



〈0歳児クラス早見表〉

入所希望月	保育所、認定こども園（57日）	地域型保育施設（満6か月）
令和7年 4月	～ 令和7年 2月3日生まれまで	～ 令和6年 10月1日生まれまで
令和7年 5月	～ 令和7年 3月5日生まれまで	～ 令和6年 11月1日生まれまで
令和7年 6月	～ 令和7年 4月5日生まれまで	～ 令和6年 12月1日生まれまで
令和7年 7月	～ 令和7年 5月5日生まれまで	～ 令和7年 1月1日生まれまで
令和7年 8月	～ 令和7年 6月5日生まれまで	～ 令和7年 2月1日生まれまで
令和7年 9月	～ 令和7年 7月6日生まれまで	～ 令和7年 3月1日生まれまで
令和7年 10月	～ 令和7年 8月5日生まれまで	～ 令和7年 4月1日生まれまで
令和7年 11月	～ 令和7年 9月5日生まれまで	～ 令和7年 5月1日生まれまで
令和7年 12月	～ 令和7年 10月5日生まれまで	～ 令和7年 6月1日生まれまで
令和8年 1月	～ 令和7年 11月5日生まれまで	～ 令和7年 7月1日生まれまで
令和8年 2月	～ 令和7年 12月6日生まれまで	～ 令和7年 8月1日生まれまで
令和8年 3月	～ 令和8年 1月3日生まれまで	～ 令和7年 9月1日生まれまで

※保育所、認定こども園は入所希望月の1日に生後57日を経過しているお子さんが、
地域型保育施設は入所希望月の1日に生後満6か月を経過しているお子さんが対象となります。

3 令和7年度クラス編成表

保育施設のクラスは令和7年4月1日時点の年齢で決まります。以下の表をご参照の上、クラスを確認してください。

クラス	生年月日
0歳児クラス	令和6年4月2日以降
1歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日
2歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日
3歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日
4歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日
5歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日



保育施設の入所申込みに必要な書類

1 「保育所等利用申込書」

2 保育の認定を受けていない方は「教育・保育給付認定申請書」(P10~11 参照)

3 「保育施設入所申込みチェックシート」

4 保育を必要とする事由を証明する書類 (下記参照)

※保護者それぞれに保育を必要とする事由を証明する書類が必要です。(求職活動中・不存在を除く)

※不足書類がある場合や、記入内容に不備がある場合は受け付けできません。

※保護者本人が手続きに来ることができず、代理人が申込みをする場合は、別途委任状が必要です。

※就労証明書の様式は、学童クラブと異なります。学童クラブ用の様式は使用できません。

保育の必要性の事由	必 要 書 類
就労（外勤）の方	就労証明書 ※転職等のため現在の就労先で直近3か月以上の勤務実績のない方のうち、前職との間隔が1か月以内の方は、前職での直近3か月の就労実績がわかる書類もあわせてご用意ください（就労証明書や給与の支払いが分かる書類など）。
就労（自営業）の方	①就労証明書 ②タイムスケジュール表 ③（自営中心者の方は）下記の添付書類いずれか一つ ・個人事業の開業届の写し（届出年月日が2年以内のものに限る。） ・確定申告書の写し又は収支内訳書の写し・請負契約書の写し又は受注表の写しなど ・帳簿の写し、パンフレットなど、開業中や事業の開始を証明できるもの ※開業中や事業の開始を証明できる書類としてホームページの写しを提出する場合は、個人で立ち上げた個人事業用ホームページに限り有効です。
就労（内職）の方	①就労証明書 ②添付書類（請負書・注文書・委託契約書など）
育児休業から復職される方	就労証明書（復職予定日が記載されていること） ※育児休業を短縮して復職する場合は、育児休業の短縮が「可」となっているか、備考欄にその旨の記載があること
産前・産後休業から復職される方	就労証明書
出産の方	母子健康手帳のコピー（氏名が記載されている表紙と分娩予定日が記載されているページ）
保護者が疾病の方	診断書 ※「保育困難」、「保育不可」などの証明があるもの
保護者に障害がある方	下記の証明書いずれかのコピー 愛の手帳（療育手帳）・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳
介護、看護の方	① タイムスケジュール表（ケア・スケジュール表） ② 介護・看護、付添い状況の申立書 ③ 下記の証明書でいずれか1つ 身体障害者手帳（1～3級）コピー、愛の手帳・療育手帳（1～3度）コピー、介護保険被保険者証（要介護度3～5）コピー、又は診断書原本
災害の復旧に当たっている方	①申立書 ②り災証明書等
就労内定の方	就労証明書
求職活動中の方 (起業準備を含む)	なし (両親ともに求職活動中の場合は保育施設の入所申込みはできません)
就学の方	①学生証又は在学証明書 ②時間割表又は通学の状況がわかる資料 ③タイムスケジュール表
その他の理由	保育所幼稚園係までお問い合わせください。

◆該当する方は以下の書類も用意してください（提出がないと加点の対象になりません）。

① 生活保護の方	保護受給証明書のコピー ※市で確認できる場合は、提出不要です。
② 世帯の生計中心者の失業・倒産等により、緊急に生計費を得るための就労を要する場合	雇用保険受給者証等
③ 65歳未満の同居祖父母が保育にあたれない事由に該当する場合	就労証明書・診断書等 ※提出がない場合は減点となります。
④ 認可外保育施設・定期利用保育・ベビーシッター等を利用している方	保育受託証明書 ※保育の認定があり、入所申込月の前月を含めて3か月以上利用の場合、又は年齢制限がある連携園のない認可外施設に入所中で、年度末に卒園する場合
⑤ ひとり親世帯の方	戸籍謄本・児童扶養手当受給証明書・児童育成手当受給証明書等 ※市で確認できる場合は提出不要です。
⑥ 入所を希望している子どもが障害を有する場合	下記いずれかのコピー1点 愛の手帳（療育手帳）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳
⑦ 保育従事者	下記いずれも必要 ・保育士等に関する申立書　・保育士資格証のコピー ※資格証の姓と現在の姓が異なる場合、変更の事実が確認できる書類（戸籍抄本等）が必要です

※各様式は昭島市ホームページからダウンロードできます。

子育て・教育 → 子育て → 保育園・幼稚園
→ 保育施設入所のごあんない → 保育施設入所のしおり・各種様式ダウンロード



各種様式
ダウンロード

5 利用者負担額（保育料）を算定するために必要な書類

提出がなくても入所申込みは可能ですが、提出することで優先順位が変わる場合があります。

住民登録の状況	令和7年4月～8月に 入所希望の方 ※2	令和7年9月～令和8年3月に 入所希望の方
令和6年1月1日以前から引き続き昭島市民である方	不要 ※1	不要 ※1
令和6年1月1日、令和7年1月1日ともに昭島市に住民登録がなかった方 ※3	令和6年度市・都民税課税(非課税)証明書 (令和6年1月1日に住民登録があった区市町村で発行)	令和7年度市・都民税課税(非課税)証明書 (令和7年1月1日に住民登録があった区市町村で発行)
令和6年1月1日には昭島市に住民登録がないが、令和7年1月1日には昭島市に住民登録があった方 ※3		不要 ※1

※1 住民税の申告をしていない場合は、必ず申告の手続きをしてください。

※2 令和7年9月以降も引き続き利用を希望される方は、令和7年度の課税(非課税)証明書が住民登録のあった区市町村で6月以降に交付可能となりますので、8月末までに保育所幼稚園係へ提出をしてください。

※3 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に、海外にお住まいであった方は、海外における収入状況が分かる書類を提出してください。詳細は問い合わせください。

入所申込み時の注意事項

希望保育施設の見学	<ul style="list-style-type: none"> 申込み前に、希望する保育施設の見学をお願いします。保育施設に連絡の上、見学日時を相談してください。 希望する保育施設の所在地・保育時間・募集の有無等をよく検討の上、入所したい順番に第1希望から記入してください。(第6希望まで申込みができます。) 				
育児休業中の方	<ul style="list-style-type: none"> 次ページからの「育児休業中に入所申込みをする方へ」を必ず確認してください。 				
就労内定で申込みをされる方	<ul style="list-style-type: none"> 就労内定で入所となった場合は、1か月の期限付き入所となります。 入所後1か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出することにより引き続き入所が可能となります。 申込み時に提出した就労証明書の内容で就労していないことが判明したときは、退所となる場合があります。 				
出産の事由で申込みをされる方 (出産後に就労等その他の要件がない場合)	<ul style="list-style-type: none"> 出産の事由での入所は出産予定月の前後2か月の入所となり、期限日をもって退所となります。再度入所を希望される方は、申込締切日までに新たに申込みが必要です。なお、改めて利用調整するため、入所できない場合もあります。 出産後も継続して保育施設の利用を希望される方は、Q&AのQ7(P32参照)も必ず確認をしてください。 <p>●出産の事由で利用申込みできる期間</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">2か月</td> <td style="text-align: center;">出産予定月</td> <td style="text-align: center;">2か月</td> <td style="text-align: center;">退所</td> </tr> </table> <p>※多胎児の場合、入所は出産予定月の前後3か月。</p>	2か月	出産予定月	2か月	退所
2か月	出産予定月	2か月	退所		
求職活動で申込みをされる方	<ul style="list-style-type: none"> 求職活動の事由で入所した場合は、3か月の期限付き入所となります。 3か月以内に就労できない、又は就労証明書の提出がないときは、退所となります。 入所後の毎月の求職活動について、求職活動実績申告書(市のホームページ参照)の提出を求める場合があるため、必ず活動の記録を残してください。 <p>※両親ともに求職活動中の場合は申込みできません。</p>				
障害・疾病等がある子どもの申込みをされる方	<ul style="list-style-type: none"> お子さんの状態や保育施設の体制によっては受入状況が異なりますので、お子さんと一緒に保育施設の見学を行い、対応等について相談をしてください。 障害や疾病、発達の遅れなど、気になることがあるお子さんについては、申込みをされた保育施設の状況により、入所の調整を行う場合があります。 申込み時に申し出がなく入所した場合には、入所の取消し又は退所となることがありますのでご注意ください。 <p>※申込みをされる前に、お子さん同伴のうえ窓口に相談をしてください。申込時には、医師から集団保育可能と診断された診断書又は情報提供書が必要になります。</p>				
転所の申込みをされる方	<ul style="list-style-type: none"> 転所決定後に辞退しても、元の保育施設には戻れません。入所していた保育施設にはすでに別の子の入所が決定しているため、入所していた保育施設は退所となります。転所の希望がなくなった時は、取下げの手続きをしてください。 				

注意 申込みに係る提出書類について

○提出期限までに選考指標に係る証明書類の提出がない場合は、申込みができません。

また、調整指標に係る証明書類の提出が無い場合は、加点はできません。提出期限後に提出された書類は、次月の利用調整から反映します。

○就労証明書、診断書の有効期限は証明日から3か月間です。

ただし、4月入所の集中受付期間の申請は、11月1日以降の証明日のみ有効です。

育児休業中に入所申込みをする方へ

1 入所後の復職先と就労条件について

育児休業中の入所申込みは、必ず就労証明書どおりの勤務に戻ることが条件です。

申込み時に申告せずに、自己都合で転職した、就労時間（就労条件）が申込み時と異なる、育児休業から復職ができない場合は、入所の内定が取消しとなることがあります。

※入所後に判明した場合は、退所となる場合があります。申込み時に必ず相談をしてください。

～次の方は、ご注意ください～

◆ 元の就労先に復職せずに、転職をする方

申込み時に転職先が決まっている場合は、転職先の就労証明書を提出してください。転職後の就労条件で審査します。

申込み時に転職先が決まっていない場合は、「求職活動」の要件で審査します。

◆ 復職後に雇用形態や就労条件が変わる方（育児休業明けの短時間勤務制度の利用を除く。）

復職後の就労条件が記入された就労証明書を提出してください。復職後の就労条件で審査します。

◆ 派遣社員の方

申込みの時点で派遣先や就労条件が決まっている場合は、就労証明書の内容で点数を決定します。

派遣先や就労条件が決まっていない場合は、派遣会社が記載した就労証明書があれば、就労条件の記載がなくても就労のうち「その他（12点）」を選考指標として審査を行います。就労証明書の提出がない場合は、「求職活動中（10点）」を選考指標として審査を行います。

2 入所後の復職日について

入所後は、入所月の翌月1日までに復職してください（[P14 参照](#)）。復職後は復職証明書の提出が必要です。復職後速やかに提出してください。

※ 復職の期限を過ぎた場合、又は復職証明書の提出がない場合は、退所となることがあります。

3 集中受付期間に令和6年度と令和7年度の同時申込みをする場合について

集中受付期間に、令和6年12月から令和7年3月（令和6年度）の入所申込みと、令和7年4月（令和7年度）の入所申込みを、同時に行うことができます。

（1）「郵送、窓口、窓口ポスト」で申請する場合は、申込書類は年度ごとに作成が必要です。

就労証明書等は、原本1部とコピー1部で申込み可能です。

保育施設等の入所申込み
(令和6年度)

（2）「電子申請」で申請する場合は、令和6年度の入所希望月と、

令和7年度4月のそれぞれで申込み手続きをしていただく必要があります。

就労証明書等はデータでの提出になるので、コピーをとる必要はありません。

※令和6年度の申込みについては右側の二次元コードから申込みができます。

（令和7年度の申込みについては[P6 参照](#)）



～復職予定日が1月から3月の方は、以下の2点について就労先で事前に確認をしてください～

① 令和6年度の入所が保留になった場合…予定どおり復職するか、育児休業の延長が可能か

② ①で育児休業の延長が可能な場合…4月以降の入所決定をした場合に入所月の翌月1日までに復職することが可能か

※ ①・②については、就労先と就労証明書備考欄の記入内容を確認してください。

4 現在保育施設に入所中の赤ちゃんの育児休業認定期間と、生まれた赤ちゃんの入所申込みについて

認定が育児休業で保育施設に通える期間（認定期間）は、就労先が認める育児休業終了日の前月末（終了日が月末の場合はその日）までです。※認可外保育施設については、施設に確認をしてください。

認定終了後に保育施設の入所を継続するためには、新たに保育を必要とする事由の認定を受ける必要がありますので、必ず認定変更の手続きをしてください。

- 認定変更と同時に生まれた赤ちゃんの保育施設の入所申込みをされる場合は、入所希望月の前月15日までに申込み手続きをしてください。
- 入所申込みをして保留になった場合、保留が続いている限り、上のお子さんは育児休業終了日の前月まで通園することが可能です。（途中で入所決定した場合には、復職する必要があります。）
- 育児休業期間の延長をされる場合は、再度就労証明書を提出のうえ、認定期間の変更の手続きをしてください。

復職せず認定の要件がなくなった場合は在園中の赤ちゃんは退園になりますので、生まれた赤ちゃんの入所時期にはご注意ください。

5 育児休業の減点の適用について

育児休業を取得中に更に延長を希望する方は、保育所等利用申込書の確認事項で、「育児休業からの復職による申請をする場合」欄の「2 保育所等の利用が保留となった場合は、保護者において育児休業の期間の延長を許容することができる。」を選択することで、調整指数により、基準指数から11点減点します。

- ※ 他の調整指数による加点減点は適用されなくなります。
- ※ 「1 直ちに復職することを希望する。」を選択した場合は、11点の減点は適用されず、他に該当した調整指数が適用されます。

＜注意事項＞

- ◆ 減点して審査した場合でも、入所内定する場合があります。入所を辞退した場合は、保育所入所待機状況についての証明書（待機証明書）は発行できません。
- ◆ 減点を希望した場合は、令和7年度中（令和8年3月まで）の審査において減点が適用されます。
- ◆ 減点の希望、減点の取り消しどちらの場合も入所申込み受付期間に手続きが必要です。締切り日を過ぎた場合は、次月の審査から適用となります。

保育所入所待機状況についての証明書（待機証明書）について

入所申込みをしている方で、保育施設の入所が待機になったことを証明する「待機証明書」が必要な場合は、窓口で申請していただくか、インターネットを通じて、パソコンやスマートフォンから申請（電子申請）することができます。

電子申請を利用する場合は、以下の二次元コード、又は昭島市ホームページを参照してください。

申込みIDの新規登録（東京共同電子申請・届出サービス）

アドレス：<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/dStartTempUser.do>

申請者IDの新規登録



受付画面



受付画面（東京共同電子申請・届出サービス）

アドレス：<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1621324778160>

- ※ 年度中初めて入所申込みをして待機になった場合は、保育所等利用調整結果通知書（待機になったことがわかる通知）を送付します。それ以降の待機を証明する書類は、待機証明書の申請が必要です。

利用調整及び結果通知

1 利用調整（入所審査） ※入所の利用調整は、先着順や抽選ではありません。

※申込み締切り後、次ページの「入所選考基準表」に基づき、「保育の必要性（P10 参照）」を指数化し利用調整を行います。

※指数の高い方から順に、希望する保育施設への入所決定をします。指数が同じ場合は「優先順位」により決定します。詳しくは「保育の実施基準指標が同一の場合の優先順位」（P24 参照）をご覧ください。

2 利用調整結果通知 ※電話等による結果の問い合わせには、お答えできません。

※入所の可否について、封書で「保育所等利用調整結果通知書」をお送りします。なお、申込みのあった最初の月のみ、承諾・保留（待機）に関わらず通知をしますが、翌月以降は、承諾（入所内定）時のみの通知となります。

※4月入所の通知のみ時期が異なりますのでご注意ください。

令和7年度4月入所申込者



一次受付分 令和7年1月20日発送予定

二次受付分 令和7年2月25日発送予定

5月以降入所申込者



毎月25日頃発送予定



入所承諾（内定）になった方	<p>＜4月入所＞ 市から保育施設ごとの面談・健康診断等の一覧を送付します。記載の内容に沿って保育施設と面談・健康診断等の調整を行ってください。</p> <p>＜5月以降入所＞ 市からの結果通知を受けた後、直接保育施設へ連絡をして面談・健康診断等の調整を行ってください。</p> <p>上記対応後、特に問題がなければ1日付けて入所となります。</p> <p>※「入所申込み時の注意事項」（P18 参照）と「入所後の注意事項」（P25 参照）を改めて確認をしてください。</p>
入所保留（待機）になった方	<ul style="list-style-type: none">申込書は令和8年3月入所まで有効で、申込みの内容で毎月審査を行います。改めて申込みの手続きをする必要はありませんが、入所承諾の場合のみの連絡となります。「希望する保育施設」や「保育を必要とする事由」等に変更がある場合は、速やかに変更手続き及び必要書類の提出をしてください（P12 参照）。次月からの選考指標等が変更になる場合があります。 <u>変更手続きがないまま入所決定し、申込内容と状況が変わっていることが判明した場合は、内定取消しや退所となる場合があります。</u>保育所入所が不要になった際には、取下げの手続きをしてください。
入所を辞退する方	<ul style="list-style-type: none">入所内定を辞退する場合は、速やかにご連絡いただき、市役所1階17番窓口にて辞退の手続きをしてください。再度入所を希望する場合は、改めて申込みが必要です。入所を辞退した場合、保留通知は発行されません。その後の待機証明書も発行できません。転所内定を辞退しても、元の園には戻れません。

入所選考基準表

選考項目	保 護 者 の 状 況		選考指数	入所承諾期間
就労 注1	月 20 日以上 (週5日)	1日8時間以上の就労を常態とする場合	20	必要な 期 間
		1日6時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	18	
		1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	16	
	月 16 日以上 (週4日)	1日8時間以上の就労を常態とする場合	18	
		1日6時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	16	
		1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	14	
	月 12 日以上 (週3日)	1日6時間以上の就労を常態とする場合	14	
内職	保育所の開所時間帯に週16時間以上の就労を常態とする場合	12	5か月 以内	
	勤務の態様から明らかに保育に当たないと認められる場合	12		
出 産	出産予定月とその前後の各2か月にある場合	18		
疾 病 障 害	疾病	入院1か月以上／常時病臥（びょうが）／感染症疾患又は難病	20	必要な 期 間
		精神性の疾患を有し、週1回以上の通院を常態とする場合	20	
		精神性の疾患を有し、月2回以上の通院を常態とする場合	18	
		一般の疾病で通院加療（週3日以上）を常態とする場合	16	
		軽度の精神疾患を有している常態	16	
		一般の疾病で通院加療（週1～2日）を常態とする場合	12	
	障害	身体障害者手帳1・2級／愛の手帳（療育手帳）1・2・3度／精神障害者保健福祉手帳1・2級	20	
		身体障害者手帳3級／愛の手帳（療育手帳）4度／精神障害者保健福祉手帳3級	18	
		身体障害者手帳4級	16	
不 存 在	保護者の死亡／離別／行方不明／拘禁等	20		
介 護 看 護	日中一人で 次の者を 在宅介護	要介護度4・5／身体障害者手帳1・2級／愛の手帳（療育手帳）1・2度	20	必要な 期 間
		要介護度3／身体障害者手帳3級／愛の手帳（療育手帳）3度	18	
	病院・施設等の付添い（週4日以上）の状態にある場合	16		
	上記以外で、介護・看護が必要と認められる状態にある場合	12		
災 害	家屋の損傷その他の災害復旧のため保育に当たれない状態にある場合	20		
求 職 中	求職活動により保育に当たれない場合（起業準備含む）	10	3か月	
就 学	国都区市町村設置の職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所している場合	18	必要な 期 間	
	学校教育法に定める学校等に通学するため、日中の外出を常態とする場合	16		
	上記に掲げるほか、通学等の態様から明らかに保育に当たないと認められる場合	12		
その 他	児童の安全のために適切な保育が必要であると市長が特別に認める場合	10～20		

右の2次元コードから昭島市公式LINEアカウントを「友だち」に追加すると、昭島市公式LINE
保育指数のシミュレーション（試算）ができるようになりました。

トーク画面から「保育指数シミュレーション」をタップして、質問に答えると
合計指数ができます。

「保育指数シミュレーション」で試算した指数と、実際に市が審査して算定する
指数とは異なる場合があります。試算結果は参考程度にお考えください。



●調整指數表

基準保護者に関するもの

NO	項 目	条 件	調整 指數	転所時 適用
1	就 労 (選考指數が低い 方の選考項目が 就労の場合)	入所月前の就労実績が3か月未満の場合（育児休業取得者は除く） ※就労証明書の証明日が属する月の前月末までの3か月	-1	○
2		就労証明書の証明日以降に勤務することが内定している場合	-2	○
3		世帯の生計中心者の失業、倒産等により、緊急に生計費を得るための 就労を要する場合	2	
4		自営業の自営中心者でない場合	-2	○

世帯に関するもの

NO	項 目	条 件	調整 指數	転所時 適用
5	生 活 保 護	入所事由が、就労又は求職中の場合	4	
6	ひとり 親 家 庭	ひとり親家庭又はこれに準ずる世帯 (離婚調停中/行方不明/配偶者の暴力による逃避等)	4	
7	祖 父 母	65歳未満の同居の祖父母が保育を必要とする事由に該当しない場合	-1	○
8	保 育 料 滞 納	過去3か月分以上の保育料滞納（卒園児を含む）がある場合	-10	○
9	届 出 義 務 違 反 (書類未提出を含む)	過去に入所選考時の入所事由（家庭状況、就労等）と入所後の状況が 異なっていることが判明した場合又は在所期間中に違反行為が判明 した場合	-5	○
10	市 外 在 住	市内の事業所に勤務し、転入予定のない場合	-3	○
11	保 育 従 事 者 注2	保育従事者又は保育従事予定であることが証明された場合	1	

申請子どもに関するもの

NO	項 目	条 件	調整 指數	転所時 適用
12	兄 弟 姉 妹 等	双子以上の多胎児が同時に保育施設に入所を希望する場合	3	
13		兄弟姉妹が既に入所している保育施設への入所を第一希望とする場 合（転所は除く）	3	
14	転 所 (転所に係る申請 の場合に限る) 注3 注4	兄弟姉妹が既に入所している保育施設への転所を第一希望とする場 合	3	○
15		遠距離で通所が困難なため転所を希望する場合、又は時間外保育を必 要とし、時間外保育時間のさらに長い保育施設へ転所を希望する場合	1	○
16	障 害	保育施設の入所を希望する子どもが障害者手帳を有する場合	3	
17	児 童 養 護	児童福祉等の観点から特に調整が必要な場合	5	○
18	認可外保育施設 事業所内保育施設 定期利用保育 ベビーシッター等	保育が必要であると市に認定されている子を認証保育所又は認可外 保育施設等に預けており、入所申込月の前月を含めて3か月以上の実 績が確認できる場合	1	
19		上記実績が6か月以上の場合（No18と重複不可）	2	
20	年齢制限のある 保 育 施 設 注5	年齢制限がある連携園のない地域型保育施設等（認可外保育施設含 む）を卒園し、別の保育施設に入所する場合（転入者が市内の保育施 設に新規申込みする場合は除く）	5	
21	育児休業休等	育児休業の延長を許容できる場合（その他の調整指數は適用除外になりま す）	-11	

【入所選考基準表について】

- *選考指數は、保護者（父母等）それぞれの状況に基づいて認定し、そのうち低い方の指數をその世帯の「基準指數」とします。
- *選考指數は、申込受付期限日までに提出された書類の保護者の状況により決定します。
- *調整指數（申請子どもに関わるもの）の加減算は、申込みのお子さんごとに基準指數に対して行います。

注1 1日の就労時間には、休憩時間・通勤時間が含まれます。なお、下限の基準は、「月64時間」とします。
(例:月16日(週4日)以上で、1日4時間以上、又は月12日(週3日)以上で1日6時間以上)

注2 保育従事者とは保育士・幼稚園教諭・保育教諭の有資格者が、保育施設(幼稚園を除く)で勤務している又は就労が内定している方が該当します。

注3 調整指數表の転所項目については、重複加点はできません。重複の場合は、点数の高い方を優先とします。
また、認証保育施設、企業主導型保育事業所等からの申込みは転所の扱いになりません。

注4 No15は、保護者からの申し出が必要になります。

注5 No20に該当する場合、No18、No19は適用除外になります。

選考指數の計算の仕方

- ① 選考基準表に基づいて、保護者（父母）それぞれの「選考指數」を設定し、いずれか低い方の指數を「基準指數」とします。
- ② 提出された保護者の状況を証明する書類に基づいて「調整指數」を設定します。
- ③ 「基準指數」+「調整指數」を『保育の実施基準指數』とし、この指數により選考します。
*「保育の実施基準指數」が他世帯と同一の場合は、優先順位（下表参照）により決定します。

保育の実施基準指數が同一の場合の優先順位

（指數が同位となった場合は、次の選考段階の順に順位を決定します。）

選考段階	項目
1	保護者の選考指數の和（合算）の高い者
2	優先利用項目の数が多い者 <優先利用項目> <ul style="list-style-type: none">・ひとり親家庭・生活保護世帯・生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合・虐待や配偶者からの暴力のおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合・子どもが障害を有する場合・兄弟姉妹（多胎児を含む）が同時に保育施設の利用を希望する場合・地域型保育施設を卒園した子・保育従事者 ※全ての優先利用項目は、転所申込みの場合には適用しません。
3	市内在住者（転入予定者を含む）
4	希望保育施設順位の高い者
5	前年度（9月入所審査からは当年度）の区市町村民税所得割額（父母合算額）の低い世帯

入所後の注意事項

慣れ保育	入所後は、お子さんの様子を見ながら1週間程度徐々に通常の保育時間に近づけていく場合があります。(利用保育施設により対応が異なります。)
現況届	<ul style="list-style-type: none"> 認定保護者の現況と次年度の継続入所の意思を確認するために、毎年12月ごろに「教育・保育給付認定現況届」・「保育所等入所状況調査書(入所継続意向調査)」・「保護者の就労証明書等」を提出していただきます。 期限までに必要書類の提出がない場合は、継続入所の意思がないものとし<u>3月末日で退所</u>となります。
長期間の休み	休園制度はありませんので、(同じ月で)1ヶ月以上休むことはできません。ただし、里帰り出産事由は一時的にお休みできる期間を設けています。お休みしている期間も保育料は発生します。詳しくは、保育所幼稚園係までお問い合わせください。
求職活動で入所の方	<ul style="list-style-type: none"> 入所月から3ヶ月以内に就労を開始し、就労への認定変更手続きが必要となります。就労以外の要件には変更できません。 活動内容について、求職活動実績申告書(市ホームページ参照)の提出を求める場合があるため、必ず活動記録をしてください。
就学で入所の方	就学期間終了後、直ちに就労できるよう就学中に求職活動を行ってください。(就学から就労以外の要件への認定変更はできません。)
市民税が未申告の方	<p>毎年、必ず申告を済ませてください。</p> <p>未申告の場合、その世帯の保育料は市民税の所得割課税額が確定するまでの間、最高額(D-14階層)となります。</p>
退所・市外への転出	<ul style="list-style-type: none"> 退所される方は、早めに連絡をしてください。手続きは、直接保育所幼稚園係で行ってください。また、入所中の保育施設にも連絡をしてください。 市外に転出される場合は、「退所」となりますので、必ず保育所幼稚園係で手続きを行ってください。なお、転出先の区市町村から引き続き入所を希望する場合は、相談をしてください。
「保育を必要とする事由」等に変更があつた場合	<ul style="list-style-type: none"> 申込み後や入所後に、提出した書類の内容に変更があった場合は、速やかに変更手続き及び必要書類の提出をしてください。(P12参照) 保護者の状況は申込時から入所後まで継続しているものとして審査します。変更手続きがないまま入所決定し、申込内容と状況が変わっていることが判明した場合は、内定取消しや退所となる場合があります。
認定こども園の認定区分変更	幼稚園機能(1号認定)と保育所機能(2号認定)の区分を切り替える場合は、 <u>Q&AのQ14(P33)</u> を参照して申請をしてください。

利用者負担額（保育料）

保育料

- 保護者が負担する利用者負担額（以下「保育料」）は、[28 ページ](#)の表のとおり世帯の市民税所得割額に応じた額になります。
- 幼児教育・保育の無償化に伴い、1号認定及び2号認定の3~5歳児クラスと、第二子以降の保育料の利用者負担はありません。（[P28 参照](#)）ただし、副食費・行事費等は、無償化の対象外になるため自己負担となります。料金及び支払い方法については、各園で規定しています（副食費については[29 ページ](#)・[Q&A の Q19 \(P35\)](#)もご覧ください）。
- 保育所、認定こども園（保育所機能）、地域型保育施設による違いはありません。
- 月額制ですので日割り計算はありません。
- 満3歳になり「3号認定子ども」から「2号認定子ども」に変更になった場合でも、その年度内の保育料の変更はありません。

算定方法

4月分から8月分までの保育料の算定基準と、9月から3月分までの保育料の算定基準は異なります。毎年9月に再算定を行いますので、8月までと9月からの保育料が変更となる場合があります。

4月～8月分の保育料

・令和6年度市民税所得割課税額により決定

9月～3月分の保育料

・令和7年度市民税所得割課税額により決定

「所得割課税額」とは、地方税法に定める市民税所得割の額をいいます。ただし、次の控除は適用しません。

①配当控除 ②外国税額控除 ③寄付金控除 ④住宅借入金特別控除

※国の制度変更等により、年度途中でも変更になる場合があります。

＜算定における注意点＞

- 該当年度の市民税未申告者が世帯にいる、又は税額が確認できない場合、最高額の算定となります。
- 同一世帯で子どもが2人以上いる場合、多子世帯の負担軽減が適用されます。（[P28 参照](#)）
- 世帯の主たる生計維持者が父母以外の場合、その主たる生計を維持する方の市民税所得割額等を含めて算定する場合があります。
- 同居人がいる場合、婚姻関係の有無に関わらず同居人の市民税所得割額を合算して算定します。
- 単身赴任等で同居していない配偶者がいる場合、同一世帯として保育料を算定します。また、海外赴任している場合も1年間の収入がわかる書類の提出が必要です。
- ひとり親世帯の方が祖父母と同居している場合、保護者の該当年度の収入が100万円未満の場合は、祖父母のうちどちらか収入の高い方の市民税所得割額で保育料を算定します。
- 下記いずれかの「ひとり親世帯等」に該当する方は、専用の保育料となる階層があります。
 - 配偶者がなく、児童を扶養している者の属する世帯（母子家庭・父子家庭）
 - 身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている者の属する世帯
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - 特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - 国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯
 - 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認めた世帯



保育料決定通知

保育料については、保育施設入所後に郵送でお知らせします。

施設種類	通知発送予定日	支払い先
認可保育所	入所月の15日ころ	昭島市（当月末払い）
認定こども園・地域型保育施設	入所月の1日ころ	保育施設（施設指定日払い）

※電話等による保育料の問い合わせには、お答えできません。

※入所月のほか、4月と9月の再算定期は全員に通知します。

納付方法・納期限

- 認定こども園及び地域型保育施設については、直接保育施設への納入となりますので各保育施設へお問い合わせください。ただし、保育料決定通知書は市から郵送します。
- 上記以外の保育施設については、市への納入となります。
保育料の納付方法は、原則として、口座振替での納付をお願いしています。入所される方には、利用承諾書とともに口座振替依頼書を郵送しますので、ご希望の金融機関窓口、又は保育所幼稚園係（郵送可）で手続きをしてください。

入所時期	手続き締切日	口座振替月	納期限
4月入所	令和7年3月4日（火）	4月分からの振替	毎月月末
5月以降の入所	入所月の5日	当月からの振替	毎月月末

※月末が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

※12月分のみ納付期限が早まりますので注意してください。

※保育料は、子どもの保育に必要な経費の一部ですので、納定期限までに必ず納めてください。

※保育料の未納が理由なく続いた場合には、兄弟姉妹の利用調整の際に不利になることや、退所になることもありますので注意してください。

保育料の変更

以下の場合は保育料を再算定期しますので、保育所幼稚園係まで速やかに届け出をしてください。
変更は届け出の翌月以降となります。

※保護者の結婚・離婚、パートナーと生活を始める等、家族構成に変更があった場合

※ひとり親の方で、祖父母との同居を始めた・同居をやめた場合

※修正申告等により市民税所得割額に変更があった場合

保育料の減免

保育料の支払いが著しく困難になった場合、減額又は免除が認められる場合があります。
詳しくは、保育所幼稚園係に問い合わせをしてください。



利用者負担額（保育料）一覧表

単位：円／月額

市 階層	階層区分 ※「4月～8月」と「9月～3月」は、 再算定の結果により階層区分が変わる場合があります。	0～2歳児クラス	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C	市民税課税（均等割のみ）世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	4,100
		ひとり親世帯等	2,100
D-1	市民税所得割課税額が 41,800円未満の世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	5,900
		ひとり親世帯等	2,800
D-2	市民税所得割課税額が 57,600円未満の世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	10,400
		ひとり親世帯等	2,800
D-3	市民税所得割課税額が 73,600円未満の世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	15,200
		ひとり親世帯等	2,800
D-4	市民税所得割課税額が 89,800円未満の世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	17,700
		ひとり親世帯等	2,800
D-5	市民税所得割課税額が 114,900円未満の世帯		21,700
D-6	市民税所得割課税額が 140,100円未満の世帯		26,100
D-7	市民税所得割課税額が 162,000円未満の世帯		35,500
D-8	市民税所得割課税額が 223,800円未満の世帯		40,100
D-9	市民税所得割課税額が 262,600円未満の世帯		47,300
D-10	市民税所得割課税額が 293,800円未満の世帯		51,400
D-11	市民税所得割課税額が 325,900円未満の世帯		55,500
D-12	市民税所得割課税額が 358,000円未満の世帯		57,600
D-13	市民税所得割課税額が 390,100円未満の世帯		59,600
D-14	市民税所得割課税額が 390,100円以上の世帯 又は 未申告の世帯		61,600
			51,600

※1号認定及び2号認定の3～5歳児クラスの子ども、第2子以降の子どもの保育料は0円となります。

※ひとり親世帯等のうちC階層については、第1子の保育料を適用する支給認定子どもに第2子の保育料を適用し、保育料は0円となります。

多子世帯の保育料負担軽減について

0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの保育料について、同一世帯に属する子どものうち最年長（年齢制限なし）の子どもを第1子と算定し、第2子以降の子どもは、以下のとおり負担軽減が適用されます。

※兄姉が、通学等の理由で昭島市外に在住している場合は、保育所幼稚園係に相談をしてください。

同一世帯に属する子どものうち最年長の子どもが支給認定子どもであるときは、第1子の保育料を適用し、第2子以降の子どもが支給認定子どもであるときは保育料を0円とします。

＜計算例＞

小学3年生、保育所2歳児、
保育所0歳児の子どもがいる世帯

兄弟姉妹クラス	カウント	保育料
小学3年生	第1子	—
2歳児	第2子	0円
0歳児	第3子	0円

副食費免除について

幼児教育・保育無償化において無償化の対象外となる副食費支払いが月額4,800円まで免除となる制度です。（保育料と同じく9月に再算定します。）

＜免除対象者＞

- ①1号又は3歳児クラス以上の2号認定子どものうち年収360万円未満相当世帯の場合
- ②3歳児クラス以上の2号認定子どもが、同一世帯に属する未就学児のうち、最年長の子どもを第1子として数えて第3子以降の場合
- ③1号認定子どもが、同一世帯に属する小学3年生までの子どものうち、最年長の子どもを第1子として数えて第3子以降の場合

※②、③に関しては、子どものカウント方法に年齢制限があります。保育料の多子世帯の負担軽減とは異なります。また、未申告等で世帯収入が算定できない場合、副食費免除の対象外となります。

※免除対象の場合は、「保育料決定通知」に「副食費免除通知」が同封されます。

＜計算例＞

小学3年生、5歳児、3歳児の双子の子どもがいる世帯



兄弟姉妹クラス	年収360万円未満 相当世帯	年収360万円以上の世帯			
		1号 (認定こども園(幼稚園機能))		2号 (保育所/3歳児クラス以上)	
		カウント	免除可否	カウント	免除可否
小学3年生	—	第1子	—	—	—
5歳児	免除	第2子	対象外(徴収)	第1子	対象外(徴収)
3歳児①	免除	第3子	免除	第2子	対象外(徴収)
3歳児②	免除	第4子	免除	第3子	免除



給食費負担軽減補助金について

3~5歳児クラスのお子さんの保護者が負担する「給食費(副食費)」に対して、2,000円を補助します。

①市内の保育園・認定こども園に在園している場合

直接、市が保育施設に補助しますので、保護者が負担するのは園が定める「給食費」から2,000円を差し引いた額になります。

(例えば、給食費4,500円-2,000円=2,500円が保護者負担額となります。)

※保護者の方の手続きはありません。各保育施設の支払い方法に従ってください。

②市外保育園・認定こども園に在園している場合

保護者の方に直接補助をしますので、各自で補助金の申請を行ってください。

申請手続きには、保護者が給食費としてひと月に支払った額の証明書(「給食費に係る支払い証明書」第2号様式)が必要になります。

詳しい手続き方法は、ホームページをご覧ください。

給食費負担軽減補助金 HP



時間外保育料



- 時間外保育の利用は、直接各保育施設に申込みしてください。
- 時間外保育料金は、各保育施設への支払いになります。
- 時間外保育は無償化の対象とはなりません。

利用区分	利用時間	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
時間単位で利用	30分ごと	250円／30分	150円／30分
月単位で利用	1区分	5,000円	3,000円

※月単位で利用する契約は、下図①②③の時間外区分のうち、いずれか1区分のみです。

ただし、Nicot 挑島の月単位利用は1日1時間までで、1時間を超えた分は時間単位料金になります。
※複数の時間外区分を利用される場合は、月額利用+時間単位での利用になります。

(例)	8:00	16:00	18:00
	← ① →	利用者負担額（保育料）	← ② → ← ③ →
時間外保育	通常保育（保育短時間/最大8時間）	時間外保育 (時間単位は半額)	時間外保育

●減免について

- 1 降園時の時間外保育料金については、各保育施設で定める保育短時間の終了時刻から18時まで（上図②）は50%が減免されます。
※月単位で利用する場合は、減免は該当しません。
- 2 生活保護世帯、市民税非課税世帯は、登園時（上図①）、保育短時間の終了時刻から18時まで（上図②）及び18時以降（上図③）の時間外保育料金について、時間単位・月単位利用ともに50%が減免されます。必ず、保育料決定通知を保育施設に提示し、減免の申請をしてください。申請をした月から免除されます。さかのぼって免除を受けることはできません。



自己都合により「保育標準時間」から「保育短時間」に変更された方については、
月単位で利用する契約はできません。また、時間外保育を常時利用することはできません。
(急な残業等の場合は時間単位で利用可)

●利用時間区分の変更について

「保育短時間」認定で、保育施設が定めた「保育短時間」の時間を超えて利用せざるを得ない場合は、「保育標準時間」に変更できる場合がありますので、相談をしてください。
なお、変更申請を受理しても、審査の結果変更できない場合があります。

注意 !!

「保育短時間」から「保育標準時間」に変更されても、実際に利用できる保育時間は提出された就労証明書等に基づいての利用になりますので注意してください。「保育標準時間」で18時までの利用区分としても、18時まで利用できるとは限りません。

(例) 就労証明書： 週4日 10時30分～16時30分（通勤30分）勤務の場合
お迎え時間： 勤務終了時間（16時30分）+通勤時間（30分）
=おおよそ17時～17時15分程度

Q&A こんなときどうなるの？

保育施設入所申込み

Q1. 保育施設・認定こども園等の見学はどうすればいいですか？

- A. 保育施設に直接保護者の方から連絡をして、見学日・時間を調整してください。
保育施設により、親参加行事の内容、縦割り保育の有無、教育・保育方針等さまざまな特色がありますので、事前に見学をしてください。
見学の日程の都合が合わない場合は、未見学でも入所申込みはできますが、入所審査中に急遽見学をお願いすることがありますのでご了承ください。

Q2. 兄弟姉妹はそろって入所できますか？

- A. 必ずしもそろって入所できるとは限りません。「保育施設利用申込書」の確認事項欄に、兄弟姉妹の入所の希望について記入をしてください。

Q3. 現在、妊娠中の子どもの令和7年度4月入所を希望しています。出生前でも申込みできますか？

- A. 令和7年2月3日までに出生予定のお子さんは出生予定で申込みできます。この場合、申込むお子さんの氏名欄は「(姓)〇〇(名)予定児」、生年月日は「分娩予定日」を、それぞれ記入してください。また、必要書類のほかに母子健康手帳の表紙と分娩予定日の記載されているページのコピーを添えて申込みをしてください。出産予定日が2月4日以降のお子さんも申込みを受付しますが、どちらの場合でも出生が2月4日以降になった場合は、取下げの手続きをしていただきます。(P6 参照)

なお、5月以降の入所申込みは、出生予定での申込みはできません。

Q4. 65歳未満の祖父母と同居しています。祖父母は就労していませんが申込みできますか？

- A. 同居の祖父母が65歳未満で未就労等の場合でも申込みは可能ですが、指数が減点となります。
65歳未満で同居の祖父母が就労している場合や疾病等の理由で、保育できない場合は「就労証明書」「診断書」等、必要書類を提出いただければ減点はありません。(P16、17 参照)
(注意) 住民票上世帯分離をしていても、住居地が同じであれば同居とみなします。

Q5. 現在就労で申込みをしていますが、この先出産を控えています。申込みはどうなりますか？

- A. 出産要件に該当する期間は、分娩予定月の2か月前から2か月後までです。その前までは就労での申込み受付となります。入所後、出産に該当する期間に入る際は保育を必要とする事由の認定変更が必要です。(P12 参照)
なお、利用保留(待機)となり出産要件期間の内定となった場合、就労状態が継続していれば出産後(育休取得の場合はその後)復職する場合に限り、継続入所可能です。出産を機に退職する場合など、出産後に保育の要件がなくなる場合は、出産該当期間終了をもって退所となります。(次ページの「出産の事由での申込み Q7」を参照)

Q6. 医療的ケアが必要な場合、保育施設の申込みはできますか？

- A. 医療的ケアが必要なお子さんも、保育園の申込みができるようになりました(P3 参照)。対象年齢・利用できる保育施設等・利用時間など、申込みにあたり条件がありますので、必ず事前に保育所幼稚園係に相談をしてください。また、申込み方法も通常とは時期も書類も異なります。
※詳しくは、市ホームページの医療的ケア児保育園等入園に関するガイドラインをご覧ください。

出産の事由での申込み

Q7. 妊娠・出産の時期（出産予定日とその前後2か月を加えた5か月間）に入所を希望しています。出産後、就労することを考えていますが、引き続き保育施設に通所することはできますか？

A. 申込み時の要件によって、継続して通所できる場合とできない場合があります。

まず、出産要件・点数でお申込み（選考指数は出産の18点適用）し、入所した場合は、出産予定日の前後2か月（多胎児の場合は前後3か月）の期限付き入所となります。そのため出産該当期間終了をもって一度退所となります（継続できません）。期限後も保育を希望する場合は、改めて申込みが必要となります。ただし、再度審査を行うため、申込後の入所は保証できません。

次に、出産後に求職活動を行う場合や、又は就労先がある場合などで、それぞれの要件（求職中、又は就労）・点数でお申込みし、入所した場合は、出産該当期間後も継続して保育施設を利用できます。

入所申込みする時には出産後に変更となる「保育を必要とする事由（求職活動、就労内定など）」の証明が必要になりますので、該当となる要件を証明する書類（就労証明書など。[P16 参照](#)）と、あわせて出産に係る書類（母子健康手帳のコピー）を提出してください。

また、入所後の出産該当期間が終了する月の20日（閉庁日の場合は前開庁日）までに、保育を必要とする事由の認定変更手続き（[P12 参照](#)）を行ってください。

Q8. 妊娠・出産の時期に入ると同時に仕事を退職した場合は、入所中の子どもはそのまま継続して通所できますか？

A. 入所継続のために手続きが必要な場合があります。

①申込みが必要な月や、認定変更の確認をするため、まずは保育所幼稚園係まで問い合わせをしてください。また、出産前の認定が就労だった場合、出産の認定期間後に求職活動をしてください。さらに、求職活動をするために、生まれたお子さんの入所申込みをしてください（例：6月に仕事を辞め、7月に出産した場合は10月に生まれた子の申込みをし、求職活動をする）。

申込みがなく求職活動及び認定期間内の就労が確認できない場合、入所中のお子さんは退所となります。

②障害・疾病など認定が就労以外の場合は、継続して通所できます。ただし、再度就労した場合は、就労証明書を提出してください。

育児休業中の申込み

Q9. 子どもが生まれて育児休業を取得します。入所中の子どもはそのまま継続して通所できますか？

A. 育児休業を取得すると、育児休業中の勤務先に復職することを条件に、育児休業の終了する日の前月末（終了する日が月末の場合はその日）まで、入所中のお子さんは通うことができます。（[P20 参照](#)）

育児休業から復職するために、上記期限の月の翌月1日に保育施設入所ができるよう申込みが必要になります。

※入所申込みの際は、スムーズな復職のため希望保育施設を複数記入してください。

※入所が決定した際には、速やかに復職をしてください。

※両親ともに育児休業を取得される場合、どちらかが期間を短縮するなどして復職した場合は、復職証明書の提出を速やかにしてください。

Q10. 育児休業からの復職の要件で入所が決定した場合、復職するまでは保育短時間認定で利用することはできますか？

A. 育児休業からの復職の要件で入所が決定した場合、実際の復職予定日が入所月の翌月1日であっても、復職後の認定が標準時間になる方は、保育短時間認定に変更することはできません。

Q11. 就労の認定で入所中の子どもがいますが、出産を控えています。個人事業主などで出産後に育児休業がない場合はどのような手続きが必要ですか？

A. 出産後2か月（出産認定期間終了）で復職し、就労への認定変更が必要になります。復職が確認できない場合、入所中のお子さんは退所となります。生まれたお子さんの入所を希望する場合は、認定期間が終了する翌月の入所の申込みをしてください。

（例：認定終了が5月末の場合、6月1日の入所申込み）

なお、入所申込みをするために提出が必要な就労証明書には以下の記載がなされるよう、復職予定の職場に依頼をしてください。

- ・就労開始日 → 出産前に働いていた時の入社日
- ・直近の就労実績 → 空欄
- ・産前産後休業の取得（予定）期間、復職予定日 → 実際の日付を記入
- ・出産のため休職又は一度退職し、出産後に復職する場合
→ 備考欄に出産のために休職や退職したこと、入所でき次第上記勤務条件で復職予定であることなどの事情を記載してもらってください。

利用保留（待機）

Q12. 利用保留（待機）になった場合は、再度申込みが必要ですか？

A. 保育施設利用申込書の有効期限は、令和8年3月までです。その間は再度申込みをする必要はありません。申込みの内容で毎月利用調整を行います。

ただし、希望する保育施設を変更する場合や、保育を必要とする事由が変わった場合は、随時受付の入所申込締切日（[P8 参照](#)）までに手続きをしてください。変更手続きがないまま入所決定し、申込内容と状況が変わっていることが判明した場合は、内定取消しや退所となる場合があります。

転所申請

Q13. 転所の申込みをし、利用承諾の連絡をもらいましたが、転所を辞退して元の保育施設に残ることはできますか？

A. 入所していた保育施設には次に入所する方が決まっていますので、転所を辞退することはできません。転所が内定した時点で入所していた保育施設は自動的に退所が決まります。

なお、転所の希望がなくなった時は、取下げの届け出が必要になります。随時受付の入所申込締切日（[P8 参照](#)）までに手続きをしてください。

認定こども園の認定変更（幼稚園機能（1号）↔保育所機能（2号））

Q14. 認定こども園を1号（幼稚園）で利用していますが、仕事を始めたいので2号（保育所）での利用に変更することはできますか？

A. お手続きいただければ変更可能です。

ただし、下記のどちらの手続きの場合も必ず園に事前相談の上、通常の書類に加えて園から受け取った承諾書を添付してください。

●幼稚園機能（1号認定）から保育所機能（2号認定）への変更手続き

保育所への入所申込み手続きとなりますので、「教育・保育給付認定申請書」「保育所等利用申込書」と保育を必要とする事由を証明する書類（[P16 参照](#)）を準備し、変更したい月の前月15日（閉庁日の場合は前開庁日）までに申請をしてください。ただし、求職中の認定では申込みできません。

●保育所機能（2号認定）から幼稚園機能（1号認定）への変更手続き

認定変更手続きをしてください。変更したい月の前月20日（閉庁日の場合は前開庁日）までに申請してください。

※昭島市外の認定こども園は手続き方法や時期が異なる場合がありますので、必ず園によく確認をしてください。

幼児教育保育の無償化について

Q15. 幼児教育保育の無償化について教えてください。

無償化の内容

利用者負担額（保育料）が無償となります

副食費・行事費等の実費負担分は対象外です。

（0～2歳児クラスの副食費は保育料に含まれています。）

対象施設

認可保育所

地域型保育施設

認可外保育施設※

認定こども園

幼稚園（満3歳児クラスから）※

対象の子ども

3～5歳児クラス 全ての子ども

0～2歳児クラス 住民税非課税世帯

※ 新制度未移行幼稚園、対象となる認可外保育施設を利用の場合は、無償化の上限金額がありますが、別途補助金制度があります。詳しくは、保育所幼稚園係に問い合わせをしてください。

Q16. 2歳児クラスに通っていますが、3歳の誕生日を迎えた時点で保育料は無償になりますか？

A. 保育施設の場合、3歳の誕生日を迎えた後の最初の4月1日からが無償化の対象となります。2歳児クラスのうちは、通常の保育料算定になります。

Q17. 保育料が無償になるとすべての費用が無償になりますか？

A. 保育料のみが無償化の対象です。副食費（P35 参照）や時間外保育料、教材費、行事費等の実費分については無償化の対象外となります。実費分については、利用している保育施設に直接支払いをします。



Q18. 保育料が無償になるには何か手続きは必要ですか？

- A. 特に手続きの必要はありません。3歳児クラス以上となり、対象となったご家庭には通知（保育料決定通知）を送りますので内容を確認してください。
- ※ただし、転入した世帯については課税証明書等の提出を求める場合があります。提出が必要な場合は、別途連絡をします。
- ※多子世帯の負担軽減については [28 ページ](#)を参照してください。

副食費について



Q19. 副食費とはどのような費用ですか？

- A. 副食費とはおかず・おやつ等にかかる費用のことです。
- 自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用のため、無償化の対象にはなりません。そのため、無償化対象である3歳児クラス以上に通所している子どもも、副食費（おかず・おやつ等にかかる費用）については、保護者が別途その費用を負担することが原則となります。
- また、副食費は、利用保育施設に直接支払いをします。
- ※2歳児クラスまでは保育料に含まれていますので、別途の支払いは必要ありません。

保育施設入所申請の準備は余裕をもって進めていきましょう。

★希望施設の見学はお済ですか？

★必要書類が揃っていますか？

★受付方法や期限をご確認ください。

しおりをお読みいただき、ご不明なことがありましたら、お問い合わせください。

保育施設一覧

番号	施設名	所在地	定員					開所時間	一時預かり保育
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
1	多摩保育園	東町5-1-40	定員		151			開所時間	7:00~19:00
		544-1151	11	22	22	32	64	保育短時間	8:00~16:00
2	多摩保育園分園	東町4-12-18	定員		26			開所時間	7:00~18:00
		544-1151	6	10	10	-	-	保育短時間	8:00~16:00
		連携園：多摩保育園						保育標準時間	7:00~18:00
3	福島保育園	福島町1-18-8	定員		160			開所時間	7:00~19:00
		544-2277	15	25	30	30	60	保育短時間	8:00~16:00
4	わかくさ保育園	玉川町5-15-26	定員		150			開所時間	7:00~19:00
		544-0055	10	28	28	28	56	保育短時間	8:30~16:30
◆5	昭和郷保育園	中神町 1260	定員		100			開所時間	7:00~19:00
		543-1588	9	12	15	20	44	保育短時間	8:30~16:30
		541-5983	21	33	35	35	72	保育標準時間	7:00~18:00
◆6	昭和郷第二保育園	中神町 1260	定員		196			開所時間	7:00~19:00
		543-8280	9	15	20	25	50	保育短時間	8:30~16:30
		543-8280	9	15	20	25	50	保育標準時間	7:00~18:00
8	中神保育園	朝日町5-4-17	定員		126			開所時間	7:00~19:00
		545-0255	8	12	24	26	56	保育短時間	8:00~16:00
◆9	昭和保育園	宮沢町2-28-18	定員		100			開所時間	7:00~19:00
		544-1213	9	15	18	20	38	保育短時間	8:30~16:30
		544-1213	9	15	18	20	38	保育標準時間	7:00~18:00
10	福島保育園分園	宮沢町 497-2	定員		29			開所時間	7:00~19:00
		544-4664	3	5	5	5	11	保育短時間	8:00~16:00
◆11	上ノ原保育園	昭和町3-14-3	定員		190			開所時間	7:00~19:00
		541-0331	12	25	30	40	83	保育短時間	8:30~16:30
		541-0331	12	25	30	40	83	保育標準時間	7:00~18:00
◆12	上ノ原保育園分園	昭和町4-7-19	定員		35			開所時間	7:00~20:00
		595-7058	6	9	10	10	-	保育短時間	8:30~16:30
		連携園：上ノ原保育園						保育標準時間	7:00~18:00
◆13	なしのき保育園	上川原町1-23-1	定員		120			開所時間	7:15~19:15
		543-6670	9	15	18	24	54	保育短時間	8:30~16:30
◆14	あきみ保育園	上川原町1-10-18	定員		109			開所時間	7:00~19:00
		519-4010	9	20	20	20	40	保育短時間	8:30~16:30
		519-4010	9	20	20	20	40	保育標準時間	7:00~18:00

時間外保育の料金は、短時間保育終了から18時までは半額になります。

番号に◆マークがある園は、8時から8時半までの時間外保育料金はかかりません。

番号に●マークがある園は、8時から9時までの時間外保育料金はかかりません。

番号	施設名	所在地	定員					開所時間	一時預かり保育
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
◆15	つつじが丘保育園	つつじが丘3-6-23	定員		110			開所時間	7:00~19:00
		544-8527	12	12	20	20	46	保育短時間	8:30~16:30
								保育標準時間	7:00~18:00
16	昭島ゆりかご第二保育園	田中町3-5-20	定員		90			開所時間	7:00~18:00
		544-6829	9	10	12	18	41	保育短時間	8:30~16:30
	拝島保育園	拝島町2-4-26	定員		100			開所時間	7:00~19:00
17	昭栄保育園	541-1074	9	15	18	19	39	保育短時間	8:00~16:00
		拝島町3-17-11	定員		100			保育標準時間	7:00~18:00
		544-1401	12	15	15	18	40	開所時間	7:00~19:00
18	ゆりかご保育園	松原町2-9-2	定員		130			保育短時間	8:30~16:30
		544-3619	15	20	23	24	48	保育標準時間	7:00~18:00
		松原町4-11-3	定員		110			開所時間	7:30~18:30
20	松原保育園	541-1227	9	15	20	22	44	保育短時間	8:30~16:30
		松原町5-2-25	定員		50			保育標準時間	7:30~18:30
		543-1166	-	10	10	10	20	開所時間	7:00~19:00
21	同援はいじま保育園	543-1166	-	10	10	10	20	保育短時間	8:30~16:30
		美堀町5-17-2	定員		110			保育標準時間	7:00~18:00
		546-3666	14	16	18	20	42	開所時間	7:00~19:00
22	よつぎ第四保育園	546-3666	14	16	18	20	42	保育短時間	9:00~17:00
		美堀町5-21-1	定員		60			保育標準時間	7:00~18:00
		543-0707	6	10	11	11	22	開所時間	7:00~20:00
23	N i c o t 拝島	543-0707	6	10	11	11	22	保育短時間	9:00~17:00
		代官山2-5-1	定員		60			保育標準時間	7:00~18:00
		519-5790	-	10	11	13	26	開所時間	7:00~19:00
24	スター・チャイルド 昭島ナーサリー	519-5790	-	10	11	13	26	保育短時間	8:30~16:30
								保育標準時間	7:00~18:00

○年齢制限のある保育施設の卒園後について

- ・地域型保育施設と多摩保育園分園は2歳児まで、上ノ原保育園分園は3歳児までで卒園となります。これらの施設は、「アルペジオ」を除いて連携園がありますので、連携園に優先的に入所することができます。(入所の申込みは必要です)
- ・昭島市の連携園の無い地域型保育施設を卒園し、他の保育施設を申込みされた場合、基本の点数に調整指數として5点を加点して審査をします。(入所を保証するものではありません)
- ・連携園のある保育施設を利用している方が連携園を希望せずに他の保育施設を申請する場合は加点がつきません。

○福島保育園分園の運営変更を計画しています。(令和8年度から変更予定)

福島保育園分園が令和8年度より「むさしの保育園分園」に変更予定です。

変更に伴い、0~2歳児クラスとなる予定です。

開所時間等は「むさしの保育園」と同一になる場合があります。

※令和8年度時点で「福島保育園(分園)」の3歳児以上のクラスの園児は、通園先が「むさしの保育園」に変更となる予定ですので、予めご理解のうえ申込みをしてください。

○認定こども園

番号	施設名	所在地	定員(上 保育所機能) (下 幼稚園機能)					開所時間	一時 預かり 保育		
			電話番号	0歳	1歳	2歳	満3・3歳	4・5歳			
25	幼保連携型認定こども園 ミナパもくせいのもり	もくせいの杜 1-2-25	132 (保育所 114) (幼稚園 18)					開所時間	7:00~19:00	○ ☆幼稚園 預かり保育	
			519-4378	9	15	18	24	48	教育時間	9:00~13:00	
26	幼保連携型認定こども園 昭島ナオミこども園	玉川町 1-10-4		127 (保育所 118) (幼稚園 12)					保育短時間	8:00~16:00	
				8	22	22	22	44	保育標準時間	7:00~18:00	
		545-3561		-	-	-	3・3	6	教育時間	9:00~13:00	
				-	-	-	3・3	6	保育短時間	8:00~16:00	
27	幼保連携型認定こども園 イコロ昭和の森	代官山 1-2-2		190 (保育所 160) (幼稚園 30)					開所時間	7:00~19:00	
				12	28	30	30	60	教育時間	9:00~13:00	
		545-0156		-	-	-	10	20	保育短時間	8:00~16:00	
				-	-	-	10	20	保育標準時間	7:00~18:00	
28	幼保連携型認定こども園 のぞみこども園	松原町 5-11-7		95 (保育所 80) (幼稚園 15)					開所時間	7:00~19:00	
				9	12	14	15	30	教育時間	9:00~13:30	
		541-1565		-	-	-	5	10	保育短時間	8:30~16:30	
				-	-	-	5	10	保育標準時間	7:00~18:00	

○地域型保育施設 (生後満6か月~2歳)

番号	施設名	所在地	定員			開所時間	一時 預かり
		電話番号	0歳	1歳	2歳		
		連携園					
29	昭島ドリーム	東町 2-1-23	定員		15		○
		519-7885			保育短時間	8:30~16:30	
		ミナパもくせいのもり	3	6	6	保育標準時間	7:00~18:00
30	保育園アルペジオ 昭島昭和町園 ※食物アレルギー対応不可	昭和町 3-23-28	定員		14		○
		545-5650			保育短時間	8:30~16:30	
		なし	1	6	7	保育標準時間	7:30~18:30
31	小規模保育所すみれ	緑町 1-4-25	定員		19		○
		541-2468			保育短時間	8:30~16:30	
		昭島すみれ幼稚園	-	6	13	保育標準時間	7:30~17:30
小規模保育所すみれの開所時間は10時間です。また、土曜保育は行いません。							
32	しらさぎ保育室 ※食物アレルギー対応不可	玉川町 2-4-8	定員		4		○
		519-2853			保育短時間	8:00~16:00	
		なしのき保育園	1	1	2	保育標準時間	7:30~18:30
33	すまいる・たいむ ※食物アレルギー対応不可	松原町 4-3-19-105	定員		4		○
		519-6389			保育短時間	8:30~16:30	
		松原保育園	1	1	2	保育標準時間	7:30~18:30
34	ほおむり・たいむ ※食物アレルギー対応不可	松原町 4-3-19-106	定員		4		○
		519-2993			保育短時間	8:30~16:30	
		スタートチャイルド昭島ナーサリー	1	1	2	保育標準時間	7:30~18:30

昭島市内の認可保育施設以外の預け先

東京都認証保育所

多様化する保育ニーズに対応するための都市型保育施設として、東京都が独自に認証している保育所です。施設基準、職員配置等は東京都の基準を備えています。直接申込みとなるため、詳細は保育施設へお問い合わせください。

特徴

- 保育所との直接契約のため、区市町村を越えての入所が可能
- 13 時間開所（概ね 7:00～20:00）
- 駅の近くに設置され、通勤等の利便性に配慮している

施設名	補助金対象	所在地	定員（受入年齢）	電話番号
つみき保育園	○	松原町5-2-7	30名 (0歳～5歳)	042-545-3667

企業主導型保育事業所

企業が従業員のためにつくる保育施設で、子どもを預ける親の多様な働き方に応じています。従業員枠と地域枠があり、従業員でなくても地域枠での利用が可能です。直接申込みのため、詳細は保育施設へお問い合わせください。

施設名	補助金対象	所在地	定員（受入年齢）	電話番号
わくわく宝船保育園 昭島	○	郷地町2-34-7	地域枠 15名 (0歳～2歳)	042-519-1909
保育園アルペジオ 昭島中神町園	○	中神町 1168-17	地域枠 15名 (0歳～5歳)	042-543-7771
ひかりの森保育園	○	大神町2-5-19	地域枠 25名 (0歳～5歳)	042-544-5666

◆認可外保育施設利用支援補助金◆

対象者	市内にお住まいで認証保育所、家庭的保育事業、指導監督基準を満たす証明書が発行されている認可外保育施設（市外含む）、公立の認可外保育施設を利用されていてかつ保育の必要性がある児童の保護者。
負担額軽減補助額	利用している施設の契約保育料と市で定める標準時間保育料との差額を補助します。 上限額は 20,000 円～67,000 円です。 ※ 契約保育料に給食費が含まれている場合、3歳児～5歳児については、副食費は補助対象外です。 ※ 認可保育所を利用した場合に副食費が免除になる場合は、副食費も上限 4,500 円まで補助対象になります。（年収 360 万未満相当世帯のお子さん又は小学校未就学児から数えて第3子以降のお子さん）
申請・支払時期	認証保育所に入所されている方は、施設に補助金を支払います。入所が決定した場合は市役所へ補助金の申請書類を提出してください。（一部市外の認証保育所は、保護者へ直接お支払いします。）その他施設は、四半期ごとに申請及び請求をしていただき保護者へ直接お支払いします。（上記の市内の企業主導型保育事業所は、施設に補助金を支払います。）申請書類は各保護者あてに郵送します。

詳しくは、子ども育成支援課給付助成係にお問い合わせください。TEL 042-544-4317

休日保育

保育施設等に通っているお子さんを対象に、保護者の仕事等により休日に保育が必要になったときに保育を行います。『上ノ原保育園分園』『幼保連携型認定こども園ミナパもくせいのもり』で実施しています。利用に当たっては事前に登録と面接が必要です。

施設	上ノ原保育園分園	
対象	市内在住で保育施設を利用している離乳食が完了している生後1歳以上から就学前のお子さん	
利用日	日曜日・祝日（年末年始 12月29日～1月3日を除く）	
利用時間	7:30～18:30	7:00～18:00
利用料金	<ul style="list-style-type: none">認可保育施設に入所しているお子さんの保育料負担はありません。（ただし、認定の事由で利用した場合のみ。）上記以外の事由、又は認可外保育施設等に入所の場合は料金がかかります。	
申込方法	前月20日の12:45から利用日10日前まで	前月20日の12:45から利用日の平日3開園日前まで

詳しくは、『上ノ原保育園分園』TEL042-595-7058『ミナパもくせいのもり』TEL042-519-4378へ直接お問い合わせください。

病児・病後児保育

市内在住の保育施設等に通っているお子さんが病気やケガ等で、集団保育が困難かつ仕事等の理由により家庭で保育できない場合、一時的に保育を行います。利用には事前登録が必要です。詳しくは各保育室へ直接お問い合わせください。

施設	病児保育室「はぐみ～hug me～」	病後児保育室「くろーばー」
対象	年齢：生後57日目～小学校1年生のお子さん 病気が「回復期に至らない場合」で当面症状の急変が認められない状態 ※ 保育施設、幼稚園、学童クラブに所属 又は学童クラブの入会要件を満たす児童	年齢：概ね1歳以上～就学前のお子さん 病気の「回復期」で集団保育が困難な状態 ※ 小学校1年生に限り要相談
利用日時	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く） 8:00～18:00	
利用料金	1日2,000円（別途、食事代500円）	

- 病児保育室「はぐみ～hug me～」（児童センターぱれっと南側1階保育室）TEL042-519-7868
- 病後児保育室「くろーばー」（昭和郷保育園内）TEL042-543-1596

ショートステイ

一時的にお子さんの養育が困難な状況になったとき（保護者が病気・冠婚葬祭・急な出張・公的行事に参加する時・育児不安等）にお預かりします。（利用要件は応相談）

対象	市内在住で、満1歳6か月～12歳（小学生）までのお子さん
利用料金	1泊あたり 3,500円　　日中預かり 2,000円（別途、食事代1人1食500円）
利用方法	利用日1か月前より申込みできます。 ① 子ども家庭センター担当課子ども家庭支援係へ電話で問合せ ② 事前面接 → ③ 申請手続き

詳しくは、子ども家庭センター担当課子ども家庭支援係にお問い合わせください。TEL042-543-9046

トワイライトステイ

保護者が就労、就学、病気等で帰宅が夜間になる場合に、保護者に代わってお子さんをお預かりします。

対象	市内在住で、満1歳6か月～12歳（小学生）までのお子さん
利用日時	月10日以内で、月曜日～土曜日（祝日を除く） 17:00～22:00
利用料金	1日 1,500円（別途、食事代は1人1食500円）
定員	1日 2名まで
利用方法	事前登録が必要です。提出していただく書類があるため、まずはお電話ください。
登録場所	子ども育成支援課地域支援係 市役所1階 17番窓口

詳しくは、子ども育成支援課地域支援係にお問い合わせください。TEL042-544-4190



一時預かり保育

保育施設等に通っていないお子さんを、保護者の病気・出産、又は仕事や育児に疲れたときなどに一時的に保育施設でお預かりします。事前に面接が必要になります。

対象	市内在住で、保育施設等に入所していない生後57日目～就学前のお子さん *対象については、各保育施設で異なります。
利用日時	(原則) 月曜日～金曜日 8:30～17:00 のうち施設が定める8時間 (祝日・年末年始を除く)

※詳細・申込みは、直接各保育施設までお願いします。

●利用料金

利用区分	0歳～2歳	3歳以上
時間単位で利用	1時間まで	500円
	1時間を超え2時間まで	1,000円
	2時間を超え4時間まで	1,500円
	4時間を超え8時間まで	3,000円
3歳以上	300円	600円
900円	1,800円	

※年齢については、利用する年度初日（4月1日）時点での年齢が基準になります。

※食事・おやつ代及び延長料金が別途かかる場合があります。

※利用料金が、軽減される世帯があります。（利用前までに必ず市役所で手続きを行ってください。）

※1施設において、月10日以上の利用契約を事前に行う場合、利用料金は施設にご確認ください。

ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けが必要な方（利用会員）と子育てを手伝ってあげられる方（協力会員）を結ぶ会員制の子育て支援ネットワークです。利用にあたり事前に説明会の参加と登録が必要です。

対象	市内在住で会員登録された 生後2か月～満12歳（小学生）までの子の保護者
利用日時	相談に応じます。
利用料金	年会費 500円 月曜日～金曜日 9:00～17:00 1時間 700円 それ以外の時間及び土曜・日曜・祝日・年末年始 1時間 850円

詳しくは、昭島市社会福祉協議会へ（保健福祉センター「あいぽっく」2階）

TEL042-544-0388

注意：本事業は、令和6年11月1日現在の情報です。



◆多子世帯一時預かり保育等利用者負担軽減補助◆

多子世帯のお子さんが保育施設等の一時預かり保育等を利用する場合、利用者が負担する利用料金を軽減する制度です。

申請は、電子申請・窓口にて随時受付けています。

（令和7年度の申請は、令和7年3月上旬より受け付けます。）

申請前の利用料金については対象外となりますので、利用前に申請してください。

対象児童	市内に在住する保護者が扶養する児童のうち、同一世帯の未就学児のみを対象とした最年長者を第1子とした、第2子及び第3子以降のお子さん	
補助対象事業	◆保育施設等の一時預かり保育【市内施設】非在園児のみ対象 ◆病児保育【病児保育室はぐみ、病後児保育室くろーばー】保育園等在園児のみ ◆幼稚園の預かり保育 幼稚園在園児のみ	
負担軽減補助期間	令和7年4月1日（申請後）から令和8年3月31日まで（年度ごとの申請）	
負担軽減対象費用	当該事業施設が所在する区市町村の定めに基づき支払う費用（利用料金） ただし、食事代及び延長料金等は除く。	
負担軽減補助額	◆第2子のお子さんは、利用料金50%減免 ◆第3子以降のお子さんは、利用料金免除	
申請場所	<p>昭島市ホームページより電子申請 ※右記二次元コードを読みむと、ホームページが表示されます。 ページ内関連リンクより電子申請ができます。</p> <p>子ども育成支援課地域支援係 市役所1階17番窓口 TEL042-544-4190（直通）</p>	二次元コード 



提出物は全て揃っていますか？

- ◆保護者それぞれの保育を必要とする事由を証明する書類が必要です（求職活動中・不存在を除く）。
- ◆該当する書類が提出された場合のみ申込み受付、又は利用調整の際に指数が加算されます。
- ◆申請保護者本人以外が申込みをする場合は、委任状が必要です。

提出書類他	内容等		太枠は必須
教育・保育給付認定申請書	該当する項目をすべて記入してください。（記載例参照） (入所希望者が3名以上の場合、コピーしてください。)		<input type="checkbox"/>
保育所等利用申込書	該当する項目をすべて記入してください。 (入所希望者が3名以上の場合、コピーしてください。)		<input type="checkbox"/>
入所申込みチェックシート	よく読んで、該当する項目に☑チェックをし、署名をしてください。		<input type="checkbox"/>
保育を必要とする事由を証明する書類 (★マークがついている書類は、昭島市指定の申請様式をご提出ください) 様式は昭島市ホームページ 申請様式ダウンロードから ダウンロードできます	就労（外勤・内職）	□★就労証明書	□父 □母
	自営業	□★就労証明書 □★タイムスケジュール表 □添付書類 (P16参照)	□父 □母
	育休から復職	□★就労証明書（復職日が明記されたもの）	□父 □母
	産休から復職	□★就労証明書（復職日が明記されたもの）	－ □母
	出産	□母子健康手帳のコピー（表紙及び予定日欄）	－ □母
	疾病	□★診断書	□父 □母
	障害	□愛の手帳（療育手帳）のコピー □身体障害者手帳のコピー □精神障害者保健福祉手帳のコピー	□父 □母
	介護・看護	□★介護・看護・付添い状況の申立書 □★タイムスケジュール表 □身体障害者手帳のコピー □愛の手帳（療育手帳）のコピー □介護保険被保険者証のコピー □診断書	□父 □母
	災害復旧	□申立書 □り災証明書	□父 □母
	就労内定	□★就労証明書	□父 □母
本人確認書類（来庁者） (P9参照)	求職活動中	なし（両親ともに求職活動中の申込み不可）	□父 □母
	就学	□学生証又は在学証明書 □時間割表又は通学の状況が分かる書類 □★タイムスケジュール表	□父 □母
該当する方のみ	入所を希望している子が持病を有する	□診断書又は情報提供書 (P3参照)	<input type="checkbox"/>
該当する方のみ ※市で確認できる場合不要	生活保護の方	□保護受給証明書コピー	<input type="checkbox"/>
	ひとり親世帯の方	□児童扶養手当又は児童育成手当受給証明書等	<input type="checkbox"/>
該当する方のみ ※提出が無くても申込みで きますが加点はつきません。 (もしくは減点となります)	生計中心者の失業等の場合	□雇用保険受給者証等	<input type="checkbox"/>
	65歳未満の同居の祖父母がいる場合	□保育を必要とする事由を証明する書類 (P16～17参照)	<input type="checkbox"/>
	認可外保育施設等に通われている方	□★保育受託証明書 ※入所申込月の前月を含めて3か月以上利用の方のみ	<input type="checkbox"/>
	入所を希望している子が障害を有する	□愛の手帳（療育手帳）のコピー □身体障害者手帳のコピー □精神障害者手帳のコピー	□
	保護者が保育従事者又は保育従事予定の場合	□保育士資格証のコピー □★保育士等に関する申立書	<input type="checkbox"/>
令和6年1月1日 又は 令和7年1月1日に 昭島市に住民登録がない方	17ページをご参照のうえ、必要書類をご用意ください。 ★令和6年1月1日以前から昭島市に住民登録がある場合は、書類の提出は不要です		<input type="checkbox"/>

電子申請ができる手続き一覧



【随时受付※4月入所を除く】 教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込	【随时受付※4月入所を除く】 保育施設等の利用申込に係る追加書類の提出	【随时受付※4月入所を除く】 希望保育施設及び保育施設入所に係る変更等
保育施設入所希望者	保育施設入所希望者で 追加書類の提出の必要がある方	保育施設入所希望者で希望園の変更や 調整指指数適用の変更希望がある方
入所希望月の前月1日から10日まで 3月の申込みについては1月10日まで	入所希望月の前月1日から15日まで 3月の申込みについては1月15日まで (土日祝にあたる場合は前開庁日)	入所希望月の前月1日から15日まで 3月の申込みについては1月15日まで (土日祝にあたる場合は前開庁日)
【随时受付※4月入所を除く】 保育施設入所申込みに係る退所・取下げ・辞退申請	【お子さまが在園中の方】 復職証明書及び転職に伴う就労証明書等の提出	教育・保育利用給付認定証及び 施設等利用給付認定証の再発行
保育施設に通園中や内定している方で 退所・取下げ・辞退の希望がある方	保育施設に通園中の方で復職証明書及び 転職に伴う就労証明書等の提出の必要がある方	教育・保育給付利用給付認定または施設等利用 給付認定証の再発行をご希望の方
随时受付	随时受付	随时受付
保育所入所待機状況についての 証明願	支給認定の変更申請	<p>電子申請では来庁せず 手続きが可能です！ ぜひご利用ください。</p>
保育所入所待機状況についての証明の発行を ご希望の方	認定区分や事由、保育の必要量などの 認定内容に変更があった方	
随时受付	変更月の前月1日から20日まで	